

平成 2 8 年 第 2 回 定例会
(第 1 日 目)

津 別 町 議 会 会 議 録

平成 28 年第 2 回 津別町議会定例会会議録

招集通知 平成 28 年 2 月 29 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 28 年 3 月 8 日 午前 10 時 00 分

延会日時 平成 28 年 3 月 8 日 午後 3 時 58 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	佐 藤 久 哉	○	○	6	藤 原 英 男	○	○
2	白 馬 康 進	○	○	7	山 内 彬	○	○
3	村 田 政 義	○	○	8	谷 川 忠 雄	○	○
4	乃 村 吉 春	○	○	9	篠 原 眞 稚 子	○	○
5	茂 呂 竹 裕 子	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	○
農業委員会委員長			選挙管理委員会委員長		
教育委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	竹俣 信行	○	教 育 長	林 伸行	○
総 務 課 長	齊藤 昭一	○	生涯学習課長	小野寺祥裕	○
総 務 課 主 幹	小泉 政敏	○	生涯学習課主幹	藤原 勝美	○
住民企画課長	伊藤 泰広	○	学校給食センター主幹	佐藤 美則	○
住民企画課主幹	篠原 裕佳	○	農業委員会事務局長	横山 智	○
住民企画課主幹	森井 研児	○	選挙管理委員会局長	齊藤 昭一	○
保健福祉課長	石川 篤	○	選挙管理委員会次長	小泉 政敏	○
保健福祉課主幹	小野 淳子	○	監査委員事務局長	川口 昌志	○
産業振興課長	横山 智	○			
産業振興課参事	小南 雅誉	○			
産業振興課主幹	小野 敏明	○			
建設課長	松橋 正樹	○			
建設課主幹	金野 茂幸	○			
建設課主幹	竹内 秀行	○			
会計管理者	五十嵐 正美	○			
総務課庶務担当主査	近野 幸彦	○			
住民企画課財政担当主査	青柳 朋幸	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	川口 昌志	○	事務局臨時職員	安瀬 貴子	○
事 務 局 主 査	山田 志津子	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	1 番 佐藤 久哉 2 番 白馬 康進
2			会期の決定	自 3 月 8 日 15 日間 至 3 月 22 日
3			諸般の報告	
4			町政方針	
5			教育行政方針	
6			行政報告	
7	同意	1	津別町教育委員会教育長の任命について	
8	諮問	1	人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについて	
9	承認	1	専決処分の承認を求めることについて (損害賠償の額を定めることについて)	
10	〃	2	専決処分の承認を求めることについて (損害賠償の額を定めることについて)	
11	議案	11	津別町国営農地再編整備事業負担金支払基金条例の制定について	
12	〃	12	津別町行政不服審査会条例の制定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	13	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	
14	〃	14	地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	
15	〃	15	津別町税条例の一部を改正する条例の制定について	
16	〃	16	津別町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	
17	〃	17	津別町起業等振興促進条例の一部を改正する条例の制定について	
18	〃	18	津別町公園条例の一部を改正する条例の制定について	
19	〃	19	津別町新ふるさと定住促進条例の一部を改正する条例の制定について	
20	〃	20	津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
21	〃	21	津別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
22	〃	22	津別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
23	〃	23	津別町介護予防・生活支援事業条例を廃止する条例の制定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
24	議案	24	財産の取得について（町営住宅及び特定公共賃貸住宅）	
25	〃	25	津別町過疎地域自立促進市町村計画の策定について	
26	〃	26	平成 27 年度津別町一般会計補正予算（第 8 号）について	
27	〃	27	平成 27 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について	
28	〃	28	平成 27 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について	
29	〃	29	平成 27 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について	
30	〃	30	平成 27 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について	
31	〃	31	平成 27 年度津別町上水道事業会計補正予算（第 4 号）について	
32	〃	32	平成 28 年度津別町一般会計予算について	
33	〃	33	平成 28 年度津別町国民健康保険事業特別会計予算について	
34	〃	34	平成 28 年度津別町後期高齢者医療事業特別会計予算について	
35	〃	35	平成 28 年度津別町介護保険事業特別会計予算について	

日程	区分	番号	件 名	顛 末
36	議案	36	平成 28 年度津別町下水道事業特別会計予算について	
37	〃	37	平成 28 年度津別町簡易水道事業特別会計予算について	
38	〃	38	平成 28 年度津別町上水道事業会計予算について	
39	報告	1	例月出納検査の報告について（平成 27 年度 11 月分、12 月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

ただいまより平成 28 年第 2 回津別町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

1 番 佐藤久哉君 2 番 白馬康進君

の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会委員長より、会期について報告の申し出がありますので、これを許します。

2 番、白馬委員長、登壇願います。

○2 番（白馬康進君） [登壇] それでは、ただいま上程されました会期について議長より指名を受けましたので、議会運営委員会における協議の結果について報告します。

3 月 3 日に開催しました議会運営委員会において、本件について協議を行いました。本定例会における議案の件数は同意案件 1 件、諮問案件 1 件、承認案件 2 件、条例案 13 件、単項議案 2 件、補正予算案 6 件、新年度予算案 7 件、報告 1 件、計 33 件であります。

これに要する会期について、当委員会では検討した結果、お手元に配付しました会期予定表のとおり第2回定例会の会期は、本日3月8日から3月22日までの15日間と決めました。

議員各位におかれましては、議会運営に特段のご協力をお願い申し上げ、議会運営委員会としての報告といたします。

○議長（鹿中順一君） お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告ありましたように、本定例会の会期は、本日から3月22日までの15日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月22日までの15日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（川口昌志君） これから諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているのとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているのとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎町政方針

○議長（鹿中順一君） 日程第4、町政方針を行います。

町長から町政方針に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君）　〔登壇〕　おはようございます。

1. はじめに

本日ここに平成28年度予算の審議をいただき、第2回津別町議会定例会の開催にあたり、町政執行に対する所信を述べさせていただき、町議会並びに町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

さて、昨年実施しました国勢調査結果の速報値による津別町の人口は5,008人となり、独立行政法人国立社会保障・人口問題研究所の予測値であった5,113人をさらに105人下回る厳しい結果となりました。

こうした中、いま津別町は、「人口ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を打ち立て、本町と深くつながりのある船橋市のご協力を得ながら、移住、婚活、起業促進など多彩な取り組みを進めており、また、筑波大学の協力を得て、人口減少下におけるコンパクトなまちづくりと人材育成に取り組んでいるところであります。こうした取り組みを今年度はさらに推し進め、町民の皆さまが安心して暮らしていくことができるよう、全力を挙げてまちづくりを推進してまいります。

2. 公約の推進

第1次産業の振興につきましては、本町の基幹産業である農業において、国営農地再編整備事業が昨年度実施地区となり、今年度より調査測量を終えたところから工事が実施されます。経営基盤をより確かなものにするとともに、後継者等の担い手の確保を支援してまいります。

林業につきましては、森林バイオマスによる再生可能エネルギーを活用した資源循環型のまちづくりを引き続き進めてまいりますとともに、森林認証や加工・流通過程の管理認証の取得に対する助成を継続し、林業の振興を図ってまいります。

少子化・高齢化社会への対応につきましては、昨年4月に開園しました認定こども園の利用料等を引き続き軽減するなどして、子育てを支援してまいります。また、若者や高齢者が安心して住める住宅の建設を引き続き実施してまいります。

中心市街地の活性化につきましては、本年度も筑波大学との共同研究を進め、次世代の担い手とともに持続可能なコンパクトなまちなみ空間を創造し、公共施設を含む再配置計画づくりを進めてまいります。また、多目的活動センターさんさん館に設置しました観光協会の充実強化を支援し、さらなる観光振興を推進してまいります。

自治会と集落の活性化につきましては、自治会の皆さまの日常の活動をより支援できる仕組みの構築を進めてまいります。

また、活汲地区、本岐地区、相生地区において、それぞれ旧学校施設等を活用した地域おこしが開始され始めたことから、これらが順調に進むよう支援を行ってまいります。

老朽化したインフラの再整備につきましては、引き続き計画に基づき実施している道路及び橋梁の改修を進めるとともに、上水道と下水道施設の長寿命化を進めてまいります。住宅建設につきましては、昨年3月に見直しを行いました住生活基本計画に基づき、引き続き建て替えを進めてまいります。今年度建設予定の西町団地においては、低炭素社会づくりの一環としてペレットボイラーの導入を行います。

庁舎を含む複合施設の建設計画につきましては、本年度実施予定の土木学会によるアセットマネジメント事業や筑波大学とのまちなか再生事業により、公共施設のみならず中心市街地全体のあるべき姿を示せるよう青写真づくりを進めてまいります。

もったいない地域資源の活用につきましては、合宿チームから評価の高いラグビー場をPRし、東京オリンピックやラグビーワールドカップの合宿誘致を関係市町とともに進めてまいります。また、町内の産物を活かした特産品の拡大を支援してまいります。

3. 地域振興

人づくりの推進につきましては、人づくり・まちづくり活動支援事業により、町民の自主的活動を支援しますとともに、筑波大学との高大連携事業やまちなか再生事業、さらに派遣事業や交流事業をとおり、まちづくりの基盤となる人づくりを進めてまいります。

花のまちの推進につきましては、引き続き自治会への支援に加え、花のまち推進協

議会やフラワーマスター連絡協議会などと連携しながら、美しい景観づくりに取り組んでまいります。

宿泊施設につきましては、指定管理制度により運営されている「みいとインつべつ」と「ランプの宿・森つべつ」は、少しずつ利用者数を伸ばしていることから、今後とも相互に協力し合い本町の観光と地域振興、交流人口の拡大を進めてまいります。

観光事業の充実につきましては、観光協会をはじめとする関係団体と連携し、さらなる誘客活動やイベント等への支援を行うとともに、観光協会の主体強化に向けた支援を行ってまいります。

姉妹都市・友好都市等との交流につきましては、行政・団体・住民などさまざまな層とのつながりを深め交流の輪を広げてまいります。本町の応援団であります東京つべつ会につきましては、引き続き新たな会員の拡大と運営内容の充実を役員とともに進めてまいります。

船橋市につきましては、船橋・津別青少年交流協会との交流はもとより、本年度におきましては、地方創生事業のパートナーとして協力をお願いし、災害時の協力協定や定住・移住など、さらに一歩進めた事業展開を進めてまいります。

台湾彰化県二水郷につきましては、本年度より中学生の相互交流を行うとしており、有効関係をより深めてまいります。

定住対策につきましては、今年度より一部助成内容を変更しますふるさと定住促進事業により、定住の促進を図り、地域経済の活性化につなげるとともに、使用可能な空き家住宅の再利用に向け、賃貸や売却を視野に入れた助成を検討し、移住に向けた取り組みを進めてまいります。

4. 行政改革と機構改革

平成 22 年 3 月に策定しました「津別町新行政改革大綱推進計画（改訂版）」は、後期 5 年計画の 2 年目を迎え、地域経済の活性化と持続可能な行政経営を進めるための計画として位置づけ推進してまいります。特に今年度は、アクションプランに掲げる外部委託検討事業と初めて導入する人事評価制度と連動した人材育成の充実に重点を置いた取り組みを推進してまいります。

事務事業のアウトソーシングにつきましては、残る町道の維持管理業務について、委託の受け皿となる建設業協会と平常時の業務に関し協議を行っているところですが、一方で災害時の対応や費用対効果についても検討を行う必要があります。このため、引き続き安定かつ持続可能な業務委託の移行を行う、年間業務計画を作成するとともに、人員配置などの課題解決に向けた協議を加速化し、本年度の早い時期に方向性を見極め、具体的な提案をさせていただきます。

機構改革につきましては、簡素で効率的な機構を目指し、住民サービスの向上と職員のスキルアップを図ってきたところですが、定年による職員の大量退職が一段落したことから、グループ制導入の目的に基づいた質的実効性を高めるとともに、平成 29 年度に向けた機構についての検討作業を進めてまいります。また、職員みずから地域の課題を発見し、調査分析して解決していく能力が求められる時代となったことから、住民の期待に応えることを主眼とした目標管理型の人事評価制度を導入してまいります。

5. 住民と協働のまちづくり

住民との協働を進めることは、まちづくりの根幹を成すものであり、連合自治会をはじめ、NPO 同士の連携を支援するなど、住民が主体的に取り組んでいけるよう進めてまいります。

地域のコミュニティ活動支援や、経済振興の担い手となっている地域おこし協力隊員につきましては、移住や定住促進の役割もあることから、積極的に導入を図り、起業や就職により定住が実現するよう隊員の活動を支援してまいります。

6. 安全・安心なまちづくり

交通安全につきましては、町内の事故死ゼロ 2, 5 0 0 日（達成日平成 29 年 1 月 22 日）を目標として、交通安全協会をはじめ各関係機関や地域・職域等をとおり交通安全運動を展開していますが、引き続き、第 9 次津別町交通安全計画に基づき、交通事故のない地域社会を目指してまいります。

防犯や消費者被害の未然防止につきましては、あいさつの励行をさらに進め、見守

り、助け合いなどの人や地域や社会の絆による安全で安心できる住みよい地域社会づくりを目指し、地域住民や関係機関と連携してまいります。

災害対策につきましては、近年全国的に局地的な大雨や暴風雪が発生していることから、防災への備えと対応がますます重要な課題となっています。災害発生の恐れのあるような警報が発令された場合には、空振りを恐れず避難行動を呼びかけ、人命最優先の対策を講じてまいります。

また、津別町地域防災計画につきましては、避難勧告等の発令基準や避難行動要支援者に関する規定を整備してまいります。地域に対しましては、自主防衛組織の立ち上げを要請し、気象予報の見方や災害に備えるための知識の普及などを目的とした防災研修を拠点避難所で実施するとともに、効果的な避難訓練を自治会や関係機関と連携して取り組み、防災体制を強化してまいります。

火山噴火対策につきましては、雌阿寒岳火山防災協議会など、周辺市町村や関係機関と連携しながら対応してまいります。

7. 福祉のまちづくり

津別町地域福祉計画の基本理念である～誰もが楽しく健やかに～「助け合い見守りで安心して住み続けられるまちつべつ」を基本に、公的な福祉サービスの充実はもとより、福祉にかかわるあらゆる団体と連携し、楽しく住み続けられるまちづくりを進めてまいります。

高齢者福祉につきましては、毎年高齢化率が上昇しているものの、絶対数はほぼ横ばいとなっていますが、ひとり暮らしの高齢者が増加しており、日常生活での見守り、支援、相談等が必要になっています。こうした中、平成26年度に開設したあんしん生活サポートセンター「ほっと」への相談件数が増え、今後とも認知症の増加が想定されることから、町民に対するさらなる周知と成年後見制度の普及に努めてまいります。また、地域包括支援センターを中心とした相談体制の充実や認知症対策など、介護・予防・医療・住まい・生活支援のサービスを一体的に提供できるよう進めてまいります。

障がい者福祉につきましては、今年度より療育手帳所持者の通学、通所に係る交通

費の助成を行うとともに、地方創生事業の一環として、船橋市の社会福祉法人の協力を得ながら充実強化に努めてまいります。

子育て支援につきましては、昨年開園しました認定こども園に併設する子育て支援センターのさらなる充実に向け、運営母体となる社会福祉法人夢つべつと連携して充実強化に努めてまいります。

健康づくりにつきましては、第2次健康づくり計画に基づき、がん検診をはじめとする各種保健事業の提供と健康教室や相談事業を実施し、住民の健康の保全と増進を図ってまいります。また、予防接種として新たに、ロタウィルス、おたふくかぜの任意接種費用の助成を実施し、予防接種の充実に向けて努めてまいります。また、不妊に悩む女性に対し、北海道の事業に合わせた特定不妊治療助成事業を実施してまいります。

地域医療につきましては、永く公的医療機関の役割を担っていただいている津別病院への支援費を増額し、地域医療の安定的な確保に努めてまいります。

国民健康保険につきましては、安定した財政運営を図るため一般会計繰入金金の拡充や特定健診・特定保健指導の実施による医療給付費の縮減や保険税収納率の向上など、医療費適正化事業に取り組んでまいります。また、平成30年度より国民健康保険制度が広域化されることから、スムーズな制度移行に向けた準備を進めてまいります。

後期高齢者医療保険につきましては、引き続き北海道後期高齢者医療広域連合と連携しながら適切な制度運営に努めてまいります。

介護保険につきましては、第6期介護保険事業計画において、支援を必要とする人を地域の中で支え合う仕組みづくりから、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括支援システムの構築に向け、町内関係機関と十分な連携を図りながら進めてまいります。

8. 環境に配慮したまちづくり

ごみ処理に関しましては、町民の皆さまのごみ減量化と分別回収へのご協力により、一般廃棄物最終処分場の延命が図られてきたところですが、本年度に最後のえん堤工事を行うことになるなど、近い将来、飽和状況になることが見込まれているところです。このため、新しい処分場建設に向け調査検討を進めてきたところですが、その結

果、必要な規模がわかってきましたので、新しい処分場を現処分場の敷地内に整備できるものと考え、本年度において処分場建設に向けた計画を策定してまいります。また、燃やすごみや生ごみに関しましては、引き続き大空町と広域処理を行うとともに、再資源化が可能なものにつきましては、津別町環境衛生推進協議会等とともに資源循環型社会に向けた取り組みを進めてまいります。

環境基本計画の推進につきましては、環境基本計画推進協議会と環境基本計画等の各種連携施策の展開の進行を検証しながら、環境に配慮したまちづくりを進めてまいります。

廃屋対策につきましては、空き家等撤去促進事業による補助制度が多く活用されていることから今後も引き続き取り組むこととし、良好な生活環境を守り美しい景観の向上を目指し廃屋対策に取り組んでまいります。また平成 27 年度に空き家等対策推進特別措置法が施行されたことから調査、設計等空き家の活用も含めて対策を行ってまいります。

9. 産業の振興

農業につきましては、T P P 協定交渉が大筋合意されたことから、今後、関税の撤廃・引き下げにより日本の農業の重大な転換点になると懸念されています。このため国においては、「農政新時代」～努力が報われる農林水産業の実現に向けて～と題して、T P P 関連政策大綱及び地域の活力創造プランに基づく施策の推進を進めているところです。

平成 28 年度の国の予算におきましては、強い基盤づくり、農地集積・集約化等による構造改革の推進、6 次産業化による畜産・酪農の競争力の強化、農林水産物・食品の高付加価値化等の推進を柱としており、北海道におきましては、北海道農業・農地振興条例に基づき、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間を計画期間とする第 5 期北海道農業・農村振興推進計画を策定したところです。

本町におきましては、国営農地再編整備事業の着実な実施及び完了後の負担金支払に備えた基金の創設をはじめ、T P P 関連対策を含めたこれら施策を有効に活用し、現場の主体的判断を尊重した多様な努力・取り組みを支援し、基盤整備及び担い手の

確保により持続可能な農業の実現を図ってまいります。

林業につきましては、充実しつつある人工林を中心に、生産目標に見合った施業を適期に実施するとともに、伐期を迎える林分については確実に更新を図り、地域材を安定供給できる体制整備を推進していくため、新たに3年間継続していただく丸玉産業株式会社からの寄附による丸玉産業森づくり基金を有効に活用し、地域林業の活性化に努めてまいります。

町民の財産である町有林の管理につきましては、第13次森林施業計画及び森林管理認証の基準に基づき、持続可能な森林経営を推進し、森林の公益的機能の高度発揮や将来の財産形成、地域材の安定供給に努めてまいります。

また、町内森林の約9割を占めるSGEC認証林から産出される認証材の流通拡大を目的に新設したCOC認証取得支援制度等により、町内の素材生産会社や木材加工会社、北見広域森林組合がCOC認証を取得したことから、今後、工務店のCOC認証取得に支援を行い、認証材の利用拡大を推進してまいります。

森林バイオマス資源などを活用し、資源循環型社会の構築を図ることを目的に策定しました「津別町森林バイオマス熱電利用構想」につきましては、構想の主要事業である丸玉産業株式会社と連携した熱供給事業は白紙となりましたが、構想の目標である木質バイオマスを中心とする再生可能エネルギーを活用したまちづくりを引き続き推進していくため、昨年度策定しました津別町「低炭素・循環・自然共生」地域創生実現プランも踏まえ、再生可能エネルギーによる資源循環型のまちづくりを段階的に進めてまいります。

商工業の振興につきましては、アベノミクスによる経済効果は地方にまだ大きな実感は得られていませんが、地方創生事業によるプレミアム付商品券発行事業や企業活動を後押しする事業を取り入れたことや、住宅建設など公共事業の推進と定住対策事業などにより、地域経済に一定の効果と地元業者の振興を図ってまいりました。

本年度におきましては、商工業の投資意欲を喚起するため商工会からの要請に基づき、地元企業者の投資による経営基盤の安定・拡張を図るための新たな支援制度を実施してまいります。また、中小企業者の経営安定を図るため融資や利子補給などの支援を充実強化してまいります。

10. 社会資本の整備

国は、人口減少や厳しい財政状況を踏まえ、今後大量に更新時期を迎える公共施設全体の計画的な管理計画を求めることとしています。これを受け、本町におきましては、施設の老朽化への対応や上水道の石綿管の更新などを控えている状況に鑑み、今後 10 年先を見通した公共施設全体の総合的かつ計画的な管理を図る「公共施設等総合管理計画」を策定してまいります。この計画策定にあたっては、現有施設の現状把握と特に各施設の今後の利用見込みや要望を基礎とし、全庁的な作業チーム体制を構築し計画づくりに取り組んでまいります。

町道の整備につきましては、平成 21 年度に策定し、平成 26 年度に見直しを行った市街地町道整備計画に基づき整備を進めており、今年度は旭町町道 72 号線の改良舗装工事を行ってまいります。

舗装補修工事につきましては、舗装された幹線町道の路面性状調査が終了したことから、本年度から計画的に修繕事業を進めていくこととなりますが、今年度は補助事業により達美と岩富を結ぶ町道 350 号線、単独事業により旭町町道 30 号線の補修工事を行ってまいります。

道路照明などの LED 化につきましては、昨年度に更新工事が終了し、本年度から平成 37 年度までの 10 年間のリース方式を活用して電気代等のコスト削減を図ってまいります。

橋梁の整備につきましては、平成 24 年度に策定いたしました橋梁長寿命化修繕計画に基づき改修等を進めているところですが、本年度につきましては、設計を終えた活汲橋ほか 3 橋の改修工事を行うとともに、活栄橋ほか 4 橋の補修設計などを行ってまいります。

道道北見津別線の開成峠の登坂車線の造成、道道津別陸別線の道路改良工事につきましては、早期完成を要望するとともに、国道 240 号につきましては、津別市街地の曲線緩和、歩道整備が昨年度で完了したところですが、引き続き北釧橋の直線化とわだちの改修について要望してまいります。

道が管理する一級河川網走川の改修につきましては、現在、漁業者との調整から工

事が遅れている状況と聞いておりますが、計画区間の早期完成について引き続き要望してまいります。

町民の足を守る公共交通につきましても、現在、相生線、上里線、恩根線、二又線、東岡線、活汲線の6路線の混乗スクールバスを運行していますが、少子高齢化と過疎化が進む中、通学生や高齢者の移動手段として重要な役割を果たしていることから、引き続き公共交通の確立・維持に努めてまいります。

町営住宅の整備につきましても、住生活基本計画に基づき本年度は、まちなか団地Ⅲ工区4戸と西町団地16戸の整備を進めてまいります。また、既存住宅につきましても計画的な改善、修繕を実施し、引き続き住環境の整備を進めてまいります。

水道事業につきましても、上里浄水場に浄水濁度計を設置し水質監視を強化するとともに、電動弁を設置し濁度等に迅速に対応するシステムの構築により、安全で良質な水道水の供給に努めてまいります。また、老朽化した導水管、配水管及び配水池等の施設の更新を計画的に実施するため、水道ビジョンを策定するとともに、上水道と簡易水道の統合認可変更を進め、次年度以降更新施設の整備を進めてまいります。

下水道事業につきましても、農業集落排水と特定環境保全公共下水道を統合する7号汚水幹線管渠新設工事を継続して行うほか、地震時の災害対策として下水道業務継続計画を策定いたします。

また、下水道長寿命化計画に基づき、地震対策としてマンホールポンプ所改築更新工事及び下水道管理センター電気計装設備更新工事を実施し、施設の適正管理、事業の経営維持・向上に努めてまいります。

道道津別陸別線の携帯電話不感地帯の解消につきましても、NTTドコモ様のお計らいにより、本年10月ごろに木樋地区、二又地区のサービス開始が予定されていることから、鉄塔の設置場所となる地権者の協力を得ながら対応を進め、不感地帯として残される津別町域約4キロメートルと陸別町域の全線のエリア化に向け、関係機関との連携を図ってまいります。

11. 財政運営と各会計の予算規模

今年度の国の予算は、昨年度同様「経済再生と財政再建の両立」を実現する予算と

して、前年比 3,799 億円、0.4%増の過去最高額 96 兆 7,000 億円で編成されました。

地方財政の計画につきましては、臨時財政対策債の発行を昨年よりもさらに大幅に抑制し、地方税が増収となる中で地方交付税は前年度とほぼ同程度の額、前年度比 1,000 億円減の 16 兆 7,000 億円となりました。さらに、まち・ひと・しごと創生事業費は引き続き 1 兆円を確保しつつ、地方の重点課題である高齢者支援や自治体情報システム改革等に取り組む重点課題対応分を創設した上に、公共施設等の老朽化対策のための経費を充実するものとしています。

このような中、本町の平成 28 年度予算編成につきましては、緊急性とともに住民要求の高い事業を選択しながら、より効果的な予算編成を行い、その結果本年度の一般会計予算の総額は、前年度比 14.7%増の 53 億 7,600 万円となりましたが、これは主に町営住宅（西町団地）整備事業関連経費の増によるものであります。

以上により編成した平成 28 年度各会計予算は、一般会計 53 億 7,600 万円（前年度比 14.7%増）、国民健康保険事業特別会計 8 億 8,430 万円（前年度比 11.6%減）、後期高齢者医療事業特別会計 8,740 万円（前年度比 5.9%減）、介護保険事業特別会計 5 億 6,190 万円（前年度比 6.5%増）、下水道事業特別会計 4 億 9,520 万円（前年度比 16.5%減）、簡易水道事業特別会計 4,100 万円（前年度比 8.9%減）、上水道事業会計 1 億 9,630 万円（前年度比 5.9%減）、合計 76 億 4,210 万円（前年度比 6.8%増）となりました。

12. 結び

平成 28 年度予算は、今回の国勢調査の結果を踏まえながら、第 5 次総合計画の推進はもとより、昨年度に策定しました「津別町人口ビジョン」と「津別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を確実に押し進め、持続可能なまちづくりを進めていくスタートの予算と位置づけています。

この総合戦略には、数値目標に加え、施策体系と重要業績指標（K P I）を載せていますことから、一年一年でどれだけ進展したか、順調に進んだものは何によるものか、進まなかったものは何に起因するものかを把握することができ、目標に向けた取り組みを一段と進めることが可能になると考えています。

本年度も職員と一丸となり、まちづくりに取り組んでまいりますことをお誓いし、

平成 28 年度の町政方針とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 以上で町政方針を終わります。

◎教育行政方針

○議長（鹿中順一君） 日程第 5、教育行政方針を行います。教育長から、教育行政方針に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

教育長。

○教育長（林 伸行君） [登壇] 平成 28 年第 2 回津別町議会定例会の開催にあたり、平成 28 年度教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げます。

教育は、人々の多様な個性・能力を開花させ人生を豊かにするとともに、社会全体の今後一層の発展を実現する基盤です。平成 28 年度は、関係法の改正に伴い教育委員会が新教育長をトップとする組織としてスタートする変革の年になるとともに、先に策定の「津別町教育大綱」が実質スタートする年となります。

こうした状況を踏まえ、「生涯にわたって学び成長し、心の充足が感じられる教育を進めます」と定めた大綱の理念や教育の普遍的な使命を果たすことはもちろん、現下の社会情勢や将来を見据えて津別町に住むすべての皆さまが、人生の各時期において多様な学習を主体的に行い、たくましく生きる力や充実した人生を過ごすことができるよう、その基盤となる教育環境づくりに努めてまいります。

あわせて、教育活動の質を高めるための基本は、信頼関係です。引き続き、教育関係者間の信頼と連携、特に未来ある子どもたちを健やかに育むため、学校と「家庭・地域との連携」を一層強化し、大綱の基本方針に掲げた 6 本の柱に沿って教育行政を進めます。

柱の 1：みずからを高め、社会を生き抜く力を育む学校教育の推進

子どもたちが社会の変化に柔軟に対応できる力、グローバル化する社会を生き抜く力を身につけられるよう、それぞれの発達段階において、「できた、わかった、楽しい」が実感できる多様な学習を推進します。あわせて、家庭との連携や校種を超えた切れ目のない一貫した教育の展開などにより、知徳体が調和した生きる土台となる太くて

丈夫な根を育むことを目指し、次の施策に取り組みます。

「確かな学力を育む教育の推進」・・・授業における教員の指導形態の工夫、支援員の配置、少人数指導や習熟度指導、家庭学習を習慣化させるなどによる基礎・基本の定着、わかる勉強イコール楽しい学校を目指します。

「豊かな心を育む教育の推進」・・・子どもの徳育においては、家庭の役割がとても大事です。家庭における基本的なルールとして「早寝・早起き・朝ごはん」の継続実践をはじめ、基本的な生活習慣が身につくよう学校と家庭の密接な連携に努めます。

小・中学生の明るく元気なあいさつは、人間関係の基礎になるものであり、定着し始めてきていることから引き続き推進します。

「健やかな体を育む教育の推進」・・・人が知性を磨き、知力を働かせて活動をしていく源である体力の向上を図るため、家庭の協力を得て、子どものうちから日常的に体を動かす運動の習慣化をはじめ、社会教育事業で実践している運動神経の向上に効果的なコーディネーショントレーニングの出前授業などにより、楽しみながら体力づくりができる運動機会と場の提供に努めます。

「特性を踏まえた特別支援教育の充実」・・・個別の支援計画に基づく多様な学びの場やICT機器の活用、支援員の配置等により個々の能力や可能性を伸ばし、自立や社会参加が図られるよう、また、障がいの有無にかかわらず児童・生徒がお互いに支え合い、人格と個性を尊重し合える共生社会の形成を目指します。

「切れ目のない教育の推進」・・・校種間の交流や連携を深め、幼・小・中の各ステージを区切らない連続性、一貫性のある教育を目指します。特に小・中学校間では、双方の課題である家庭におけるテレビやゲーム、スマホ等に興じる時間が多いことへの対応や、中1ギャップへの対応に取り組みます。

「グローバル化に対応できる人材の育成」・・・英語を中心とした語学力やコミュニケーション能力、主体性、チャレンジ精神などを育むことができる教育環境の整備とともに、異文化体験などにより豊かな国際感覚を持つことができるよう、中学生の海外派遣など、社会のグローバル化に対応できる人材の育成を目指します。

柱の2：郷土愛の育む教育の推進

津別町の歴史、文化、自然環境などを学ぶ場をとおり、生まれ育った町に対する理解と愛着を深め、それをしっかりと優位性に変えていくことができる人材の育成、また、町づくりの力となってくれる人材の育成を目指し、次の施策に取り組みます。

「ふるさとを誇りに思える教育の推進」・・・幼少期から地域を支える産業や自然・資源の理解、また、地域を誇りに思える心の醸成に努めるとともに、事業所見学や中学生の就業体験など、本町の魅力を実感する機会の拡大に努めます。

「地場産品の理解を深める教育の推進」・・・子どもたちが、地元の食材に関心を持ち、食への感謝や人・自然・特産物など、ふるさとのよさを理解できるよう、農業体験や見学機会の提供に努めます。

また、学校給食では、町内生産者と提携し、オール地場食材での給食提供の回数を増やすなど、地場産品の理解や利用拡大に努めます。

柱の3：安全・安心な教育環境づくりの推進

津別町全体を大きな学校ととらえ、開かれた学校づくりをはじめ、地域全体で幼児・児童・生徒が安全・安心に学ぶことができる教育環境をめざし、次の施策に取り組みます。

「安全で楽しく学べる教育環境の推進」・・・いじめのない安全で楽しい学校は、教職員や関係者が徹底して取り組むべき重要な課題です。児童・生徒が楽しく学び、いきいきとした学校生活を送れるよう、家庭・地域との密接な連携、及び教職員の目が行き届く教育環境づくりに努めるとともに、教育施設や各種教材・教具の整備、また、子どもたちが交通事故や災害、ネットトラブルに対し、みずから身を守ることができる能力の育成に努めます。

「開かれた学校づくりの推進」・・・安全・安心で地域に信頼される学校づくりを進めるため、公開授業の開催日数増をはじめ、学校だより等で学校評価結果の公表や情報の提供・共有化を図り、保護者や地域住民の参画を得た教育活動の展開に努めます。

また、子どもの健やかな成長への支援や、体験・学習活動の充実、活性化を図るため、平成27年度に提携調印した「学校応援団事業所」のさらなる拡大や自治会、PTAとの連携に努めます。

「高校教育の振興」・・・道立津別高校は、毎年度、地元中学卒業生の30から50%が入学する本町の大切な教育施設です。毎年、国公立大学への進学をはじめ、5年連続進路100%達成など、生徒の夢や希望をかなえる実績は、年々、津別高校の特色として定着・浸透してきており、さらにこの実績を伸ばせるよう関係機関、団体等と連携して学校の安定経営につながる支援に努めます。

柱の4：「愛情と地域連携で育む家庭教育の推進」

教育の原点は家庭であり、学校教育が抱える課題解決には、保護者の理解と協力が不可欠です。基本的な生活習慣や倫理観、自立心などが身につくよう家庭と密接に連携するとともに、PTAや地域の協力を得て家庭の教育力がより一層向上するよう、次の施策に取り組みます。

「家庭の教育力向上支援」・・・家庭は、子どもたちの生活や学習の基盤です。各家庭の自主性を尊重しつつ、保護者が自信を持って子どもの教育に当たることができるよう、家庭教育の支援に努める一方、子どもたちみずからが基本的な生活習慣や学習習慣を身に付ける通学合宿の開催回数の増や期間の見直し、運営面では社会教育人材バンク「まなびーぷる」の応援などにより事業の充実を図ります。

「放課後の児童活動の充実」・・・子どもたちが、放課後や長期休業中の時間を安心かつ有意義に過ごせるよう、学習や遊び、スポーツ、集団での活動を通じて自制心や他人に対する思いやり、さらには自主性、社会性が培われるプログラムの工夫、また、児童館が、子育て支援の視点を持った運営となる事業内容の充実努めます。

柱の5：楽しさや生きがいを感じられる社会教育の推進

心の豊かさを実感し、健康で潤いのある生活を過ごせるよう、「いつでも、どこでも、だれでも」文化活動やスポーツ活動に参加できる環境づくりを目指し、次の施策に取り組みます。

「生涯学習社会の基盤整備」・・・町民の興味、関心、希望を満たす社会教育事業を推進するため、幼少期から高齢期まで生涯にわたって学び続けることができる学習機会の提供をはじめ、学びを通じて人と人とのつながりや必要な知識・技術を身につけ、

その成果を社会参加や地域づくりに活かせる学習基盤の整備に努めます。

「文化・スポーツ施設の機能充実」・・・公民館やトレーニングセンターなどの社会教育施設が、町民の元気を創造する拠点としての機能発揮や多様な活動に対応できるよう、施設の運営面の工夫や機器等の整備充実に努めます。長年の懸案であります公民館図書室は、公共図書施設に求められる機能や役割などについて検討します。

「芸術・文化活動の推進」・・・さまざまな芸術・文化活動が盛んに行われ、町民が楽しく生き生きと学び続けることができるよう、活動の中心となる公民館事業において、町民の関心が高まる魅力的で質の高い芸術文化に触れる機会の拡充に努めます。旧本岐中学校の空き教室に保管している本町の歴史や文化・風土に関する資料は、引き続き専門家による調査・区分を行い、町民の財産としての未来に継承する作業を進めます。

「生涯スポーツ活動の推進」ですが、ここで字句の訂正をお願いいたします。下から2行目、「スポーツ合宿チームのの」となっておりますが「の」を一つ削除いただくようお願いいたします。

「生涯スポーツ活動の推進」・・・町民が健康や体力づくり、仲間づくり、生きがいづくりを目的に運動・スポーツ活動に親しめるよう、年代やニーズに応じた機会の提供に努めます。特に本町は、行政と一緒に「総合型クラブ」が積極的にスポーツ活動にかかわり、共助の精神で生涯スポーツ社会の実現を目指しており、さらに他の団体やサークル等とも連携して地域スポーツの普及に努めます。

また、スポーツで人が集まる、スポーツで人がつながる、スポーツで町が活性化することを目的に実施しているスポーツ合宿事業を、町のブランドの一つとして定着させるため、スポーツ合宿チームの誘致拡大と事業内容の充実に努めます。

柱の6：「津別ならではの自然との共生した地域づくり」の推進

「愛林のまち」の森林資源や自然環境を未来へ継承していくため、子どもたちが本町の特色である豊かな自然の恵みを守っていくという意欲や、環境に配慮して行動できる人材となるよう、次の施策に取り組みます。

「持続可能な社会の構築」・・・本町が、豊かな森林資源や森林の持つ多面的機能を

保全し、持続可能な社会を実現するには、資源が循環して活用される取り組みが不可欠です。学校教育、社会教育を問わず、再生可能エネルギー導入施設の見学をはじめ、廃棄物の抑制やリサイクル、山・川・海との連関についての学習など、町の理念を次世代へ継承できる教育を推進します。また、町の基幹産業である林業や木の文化の理解を深めるため、小・中学校で実施している木育授業は実施内容の充実に努めます。

結び

以上、平成 28 年度の教育行政の基本的な方針と施策の概要について申し上げました。

引き続き、子どもからお年寄りまで、いつでも、どこでも、だれでも学習活動ができる教育環境づくりに努力してまいりますので、町民の皆さま並びに議員の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 以上で教育行政方針を終わります。

◎行政報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 6、行政報告を行います。

町長から、行政報告に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君）〔登壇〕 本日ここに第 2 回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、1 月臨時議会後の行政報告を申し上げます。

はじめに、プレミアム付商品券の換金実績についてであります。販売額とプレミアム額を合わせた消費総額は 6,120 万 4,000 円でしたが、有効期限である 12 月 31 日までに使用され、換金された額は 6,105 万 4,000 円で、換金率は 99.75%となりました。このため、消費されなかった 15 万円につきましては、割合に応じて町と国に返還されることとなります。

業務受託者である津別町商工会の分析では、商品券によって新たな消費が喚起された経済波及効果は 2,250 万円となり、地元消費の拡大、地域経済の活性化に資するも

のとなりました。

次に、地方創生総合戦略についてであります。船橋市と関連する取り組みのうち、「結婚支援事業」につきましては、最終的に、男性8名と女性6名の応募があり、1月31日から3日間の日程で行われ、2組のカップルが成立しました。

「企業・しごと支援事業」につきましては、7組9名の事業主が1月30日に来町され、サテライトオフィス化の可能性について検討されたところですが、このうち1名の事業主が、新年度の途中から地域おこし協力隊員となり、映像記録や情報発信に取り組みながら起業し、3年のうちに軌道に乗せることを目標に移住する意思表示をされました。このほかの事業主の方につきましては、即断はされませんでした。事業化の検討や町への協力・支援の意向を表明していただいたところでもあります。

また、船橋市の障がい者自立支援ぐらすグループの協力を得て、NPO法人津別町手をつなぐ育成会が新たに開設する放課後等デイサービス「すきっぷ」が、1月28日付で北海道知事より事業所の指定を受けました。これは主に6歳から18歳の障がいのある児童を対象に、生活能力向上のための訓練と社会との交流促進を継続的に提供する旧津別保育所を活用した事業所であり、既に2月から事業を開始しているところです。

「移住者促進事業」につきましては、1月30日と2月27日に計3組7名の方がモニターツアーとして来町され、町内視察や情報交換を行いました。3月1月に予定していたツアーは吹雪のため中止となりましたが、来る3月20日に1組4名が来町する予定となっており、これをもって本事業は終了することとなります。

船橋市との関連以外の事業につきましては、「新たな観光資源・観光ルート発掘発見事業」として、2月15日に東京で開催された、観光の情報発信を目的とした公益財団法人北海道観光振興機構が主催する記者発表会に参加しました。60社約80名が参加し、数社が本町に関心を示したことから今後の展開に期待するところです。

また、3月2日から3日間「新たな観光資源・観光ルート発掘発見ツアー」を行い、4名の専門家が来町され、町内視察、体験及び意見交換を町内関係者と実施しました。今回得られた意見や情報は今後の観光施策の参考にさせていただく考えであります。

「先駆的なまちづくり方策提起促進事業」（いわゆるまちづくりアイデアコンペ）に

つきましては、1月31日で募集を締め切り、応募総数77件のうち提出要件を満たした65件を審査対象とし、書類選考により12件を選考して、3月5日に最終審査会を実施いたしました。審査員には、私のほか、総合戦略会議会長、まちなか再生協議会会長、津別高校校長、筑波大学大澤教授にご推薦をいただいた3名の教授・助教と合わせて7名のほか、一般来場者による投票を加味して審査が行われました。審査会には、約100名が参加する中、発表が行われ、優秀賞2組、特別賞6組の合計8組を表彰したところであります。出されたまちづくりに対するアイデアにつきましては、今後のまちづくりの参考にさせていただく考えであります。

次に、みなと森と水サミット2016についてであります。2月4日、港区立エコプラザにおいて全国75協定自治体のうち45自治体が出席し開催されました。

サミットでは、港区長より「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度の実績と港区における自治体間連携について」と題した報告や、林野庁よりCLTの開発・普及などの木材活用に向けた取り組みについて話題提供がされたほか、出席した協定自治体との意見交換が行われました。引き続き港区と連携した取り組みを進めていくとともに、協定自治体間の連携を深める取り組みも提案してまいります。

また、2月3日、このサミット出席に先駆け、昭和42年に操業を開始した丸玉産業株式会社舞鶴工場を訪問いたしました。同工場は、津別工場から輸送される一次加工材を二次加工する工場であり、大越社長のご案内により見事に整頓された施設内の視察を行うとともに、製品製造の現状や課題等について意見交換を行いました。まだまだSGEC認証材の供給が不足しているとのことでありましたので、本町としましても可能な限り協力していきたいと考えております。

次に、まちなか再生事業についてであります。2月5日に藤川昌樹教授による「歴史まちづくりは津別で可能か」と題した講義が行われ、協議会委員や一般参加者による意見交換が行われました。

2月15日には、ふるさと財団の「まちなか再生支援事業」を実施した全国5市町による1年間の取組実績報告会が東京で開催され、本町のプロデューサーである筑波大学大澤教授が共同研究の内容を発表いたしました。これに対し、財団のアドバイザー一委員より、使える資源は何でも活用し、民間企業の支援や住民の意識を高揚させる

取り組みが必要」「課題先進地域であることを資源に、それらを解決した道筋そのものを売りにできるよう頑張ってもらいたい」「低密度なコンパクトシティを目指してほしい」などのエールやアドバイスをいただいたところです。

この実績報告会をもって、本年度のまちなか再生事業は終了となりましたが、これまでの取り組みをベースに、新年度よりさらに具体的な取り組みを進めてまいります。

次に、「低炭素・循環・自然共生」地域創生実現プラン策定事業についてであります。2月9日、10日にモデル地区に選定された全国17地域による最終報告会が東京で開催され、それぞれの地域におけるこれまでの調査、検討などから策定に取り組んでいるプランの内容が報告されました。

津別町は、津別町モデル地域創生プラン検討委員会における協議や、先進地事例の情報収集等を通じ、地域の木質バイオマス資源を活用した西町団地や農業用施設への熱供給プロジェクトのほか、町内の再生可能エネルギー導入に係る調整や、燃料となるバイオマス資源の管理、供給機能を有する組織の設立をプランに盛り込むことを報告いたしました。

プランの内容につきましては、現在、環境省と環境省からの委託団体とで作成中であり、完成後議員の皆さまにも配付させていただくこととしています。

次に、町史編さん委員会の終了についてであります。平成25年12月5日に開催の第1回委員会以降、本年2月25日まで12回に及ぶ町史編さん委員会での審議が終了いたしました。

町史のタイトルは「津別町史（平成版）」とし、昭和60年発刊の「津別町百年史」以降30年間の町の歴史を内容とするものです。今後は、編さん委員会でまとめられた原稿の最終確認を行い、本年6月に発刊の予定となっています。長期間に及びご審議をいただきました編さん委員各位に感謝を申し上げますとともに、資料の提供等ご協力をいただきました関係機関・団体等に対しまして厚くお礼を申し上げます次第であります。

次に、平成27年度林野火災予防に関する標語、ポスターの知事賞の受賞についてあります。毎年6月に林野火災予防の普及啓発を図ることを目的に、小学校に標語とポスターの募集を行っていますが、このたび、標語部門において、津別小学校6年

生の藤井典子さんが、「その油断 緑と森が 灰になる」で優秀賞を受賞し、3月3日、津別小学校校長室においてオホーツク総合振興局喜田地域産業担当部長より賞状と記念品の伝達が行われました。全道から900点をこえる応募のうち津別小学校生徒全員が応募し、最優秀賞は逃しましたが優秀賞を受賞したことは大変喜ばしい限りであり、受賞に対しお祝いを申し上げますとともに、引き続き、林野火災予防の普及啓発活動を推進してまいります。

次に、津別町酪農・畜産振興クラスター協議会の設立についてであります。3月7日、酪農・畜産生産者、津別町、津別町農業協同組合、津別町農業委員会、網走農協改良普及センター美幌支所、その他関係機関・団体等の構成により協議会が設立されました。

平成26年度の国の補正予算と平成27年度当初予算により措置された畜産クラスター関連事業は、平成27年11月25日に決定した「総合的なTPP関連政策大綱」に基づき拡充され、「攻めの農林水産業への転換」による体質強化策が図られたところです。このため、本町における「酪農・畜産振興クラスター計画」を策定し、地域の関係者が連携し、一体となって酪農・畜産の体質強化を図り、地域全体で収益性の向上を目指すこととしたところです。

次に、建設工事等の発注状況についてであります。3月1日現在、一般土木工事関係については、23件、1億9,650万6,000円、一般建築工事関係については28件、2億5,899万5,000円、上下水道工事関係については、19件、2億5,719万6,000円、設計等委託業務関係については14件、5,243万4,000円となっており、平成27年度は総額7億6,513万1,000円で、すべての発注を終了したところであります。

なお、今議会におきまして、人事案件、条例制定及び新年度予算等の議案を提出いたしますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ行政報告といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） ただいまの行政報告に対し、質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 以上で、行政報告を終わります。

暫時休憩をします。

休憩 午前 11 時 6 分

再開 午前 11 時 10 分

◎同意第 1 号

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

日程第 7、同意第 1 号 津別町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） ただいま上程となりました同意第 1 号 津別町教育委員会教育長の任命についてご説明申し上げます。

津別町教育委員であり、現教育長の林伸行氏から本年 3 月 31 日をもって辞職する旨の辞職願が提出されたことから、これに同意し、後任として現津別小学校校長であります宮管玲氏を津別町教育委員会教育長に任命いたしたく、同意をお願いするものであります。

なお、昨年の法改正により、新たな教育長の職は、教育委員の中から選出するのではなく、町が任命することとなり、任期につきましても平成 31 年 3 月 31 日までの 3 年間となります。宮管氏は昭和 34 年生まれの 56 歳で、昭和 58 年に北海道教育大学札幌分校教育学部教育学科を卒業され、清里町立清里小学校教諭を振り出しに、平成 10 年に西興部村立上興部小学校で教頭、平成 22 年に活汲小中学校校長となり、平成 25 年から現職に就かれております。この間、管内 8 校で教鞭をとられ、人望厚く、また卓越した指導力を発揮され、これら教育現場での経験を今後の教育行政に生かしていただけるものと考え、教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により提案させていただきましたので、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

8 番、谷川忠雄君。

○8 番（谷川忠雄君） 今回、これ人事案件ですけども、素朴に感じる部分について

質問をしたいというふうに思います。

我々の知る限りでは、歴代町長の中で、永年の行政執行で教育長の外部登用は一度もなかったと。なぜ今回外部登用になったのか、主たる事由についてお聞きをしたいと思います。

それと、次に、役場内部にも教育委員会の経験者、適任者もいるのではないかなど、私は思っています。数少ない特別職のポストが、道が今回は閉ざされたということで、町づくりその他いろいろ町長も意欲的にやっていますけども、職員の士気や意欲に影響がないのかどうか、お聞きをしたいと思います。

それと、次には、今回外部登用ということでございますけれども、主な経過なり、今後期待されるものが何があるのか、その辺についてお聞きをしたいと思います。

それと最後になりますけども、学校長というのは、元来教育の専門家であります。教育行政という行政の分野については未知の分野でないのかなど。教育行政の最高責任者として行政執行等に不安や課題はないのかどうかお聞きをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 津別町が始まって私も確かに記憶では外部登用というのは初めてのことだと思います。これは、逆に言えば職員から上がっていくのがなぜあたり前なのだろうかというのも、また一面であると思います。町のやっぱり全体を見回したときに、職員がすべてということではなくて、優れた人材があれば、それはさまざまポストに就いていただいて本領を発揮していただくということが大事だと思います。そういうために審議会だとか各種委員会等々というものもあるというふうに認識しているところでありまして、それは町長であっても副町長であっても、それから教育長であっても同じではないのかなというふうに思っているところです。

そして、期待するところは、先生のやっぱり専門の中に特学の資格を持っておられるということです。ご承知のとおり、たびたびいろんなところでお話もしていただきましたけれども、そういう障がいを持った方、それからグレーゾーンにいる方、子どもたち、そこのところが増えつつあるというのは、今津別の現状でありまして、そこと今こども園もできましたので、その幼児教育としっかり連動させながら、そういう子たちにしっかり対応していくという能力を兼ね備えているという判断をいたしたところ

でありまして、そういう期待感で進めて、今回提案に至ったという状況でございます。

職員の中に、そういうポストを減らすということでいろんな思いもあるのではないかということではありますけれども、それはそれとしてあるのかもしれませんが、ないのかもしれませんが、そういうことではなくて、この町の教育だとか行政というものをどういうふうに進めていって、どういうパターンでいくと一番今の現状の中でいいだろうかという観点から人選していくということではないのかなというふうに思っているところです。そういう意味で、今度制度も一新されましたので、これを期に進めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） 大綱的な意図についてはわかりましたけれども、優れた人材ということですから、逆を言うと内部にはそういう方が見当たらなかったのかなというふう逆説も成り立つと思いますけれども、私は内部に行政に精通して、人格、識見ともに申し分ない方は、少なくともいるのではないかなというふうな思いを持っているために質問をしているところです。

それで、今回外部登用というふうになりましたけれども、今後とも、このような外部登用という方法でいかれるのか、これ上位法のいろんな改正等もありますけれども、この辺について再度伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 現時点では、どういうところかというのがもう既に配置され、今回皆さんのご同意いただければ、これですべてが配置されるということになりますので、その後また任期が来るだとか、いろいろあるかと思ひます。それは、やっぱり例えば、今ご同意いただければ、またその先生がいろんな今度経験とか知識も貯めていって、行政経験も増やしていく形になりますので、それはまた、そういうことでお願ひするような形になるのかなというふうに思ひますけれども、その他の部分につきまして、外部登用というのがどういうときに、どういう人がいて、どんなふうなポジションに就いていただくと、こういう伸び方をするのではないかということ、そのとき時点時点で判断をしますので、さまざまな形でそれは閉ざすということではなく

て検討の中には入ってくるかと思えます。これは、たまたま今三役とか言われる、そういう問題でありますけれども、ご承知のように今うちのほうに職員に道庁からも出向してもらっていますし、そういう外から来てもらって津別の内部の足りない、役場の足りない部分を補強してもらったり、拡大していくということを、それはさまざまな中でいろいろ出てくるのではないかなというふうに思っています、広く言えば地域おこし協力隊なんかもみんなそういう部分に入ってくるのではないかなと思っています。

○議長（鹿中順一君） 8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） 外部登用の関係については、広く管内、全道でもそういう事例はあることについては私も承知をしております。それで、今回任期3年という改正がありまして、そういうふうになりますけれども、任期3年という、やはり外部から入ってきて、行政の基本的なルールや何かを覚えるのにも、最低1、2年ぐらいかかるのではないのかなと。たちまち任期がくるというふうなことで思われるのですけれども、その辺、教育行政の最高責任者として不安や課題というか、そういうふうな心配事はないのかどうかも最後にお聞きして終わりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 行政経験というか、それ事務的なことをもし言うとしたら、それは課長以下がしっかり対応するような形になると思います。それよりも、やっぱり三役とか教育長とか、皆さんはやっぱり大きな視点でいろんなことを考えて進めていくというのが大きな仕事になってくるのだろうというふうに思っているところです。そういう形で、そういうことから、管内でも確か5つぐらいは学校の先生の経験者を配置しているというふうにも聞いているところですし、そして、今回法律が変わりまして、私と教育長と、それから教育委員の皆さんとしっかり対応する教育会議というのができ上がっていますので、そこと常時いろんなことを話し合いながら進めていくということで、教育行政に私もしっかりはまり込むような形になりますので、その辺は一緒に協力をし合いながら進めてまいりたいというふうに思いますし、事務的なことについては、しっかり課長以下が対応してもらいたいというふうに思っています。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより同意第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立多数です。

したがって、同意第1号は同意することに決定いたしました。

暫時休憩をします。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時33分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎諮問第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第8、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについてを議題とします。

内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（竹俣信行君） ただいま上程となりました諮問第1号の人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについて説明をさせていただきます。

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、町長が議会の意見を聞いた上で推薦を行い、法務大臣が委嘱するものです。本町では現在3名の方が人権擁護委員として委嘱されており、そのうちの2名、布瀬勝明氏と修田建恵氏が平成28年6月30日をもって任期満了となるため、その後任の候補者を推薦するものであります。

候補者として推薦する方は、議案書に記載のとおり津別町字共和にお住まいの布瀬

勝明氏で、年齢は現在 68 歳でございます。布瀬氏は平成 25 年 7 月 1 日から委嘱されており、現在 1 期目であります。候補者のもう一方は、同じく議案書に記載のとおり津別町字本岐にお住まいの修田建恵氏で、年齢は 68 歳でございます。修田氏は、平成 16 年 7 月 1 日から委嘱され現在 4 期目であります。

任期につきましては、両氏ともに平成 28 年 7 月 1 日からの 3 年間となります。両氏とも人格、見識はもとより経験も豊富であることから、適任者として引き続き人権擁護委員として推薦いたしたく議会の意見を求めるものであります。

以上、説明を申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより諮問第 1 号を採決します。

議題のうち、布瀬勝明氏さんの人権擁護委員候補者の推薦について適任であるとし、原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

次に、議題のうち、修田建恵さんの人権擁護委員候補者の推薦について適任であるとし、原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

以上の結果、諮問第 1 号は原案のとおり答申することに決定しました。

◎承認第 1 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 9、承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）及び日程第 10、承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）の 2 件を、会議規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 9、承認第 1 号及び日程第 10、承認第 2 号の 2 件を一括議題とすることに決定しました。

承認第 1 号から順次内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（松橋正樹君） ただいま上程となりました承認第 1 号及び承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて内容の説明を申し上げます。

この専決処分は、専決処分第 1 号及び第 2 号により、損害賠償の額を定めたものであります。まず、専決処分第 1 号をご覧ください。専決処分の理由は、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないために専決処分を行ったものであります。賠償の理由は、福祉バス車両が平成 27 年 12 月 19 日、サッカー大会に参加する中学校の教頭と生徒を乗せて走行中、湧別町の道道交差点において赤信号で停車する際、路面状況の把握の遅れから停車できずに前方に停車していた軽自動車に追突し、相手方にけがと車輛を損傷させた事故であります。賠償の額は記載のとおりです。事故は、人身と物損になりますが、1 月 25 日、物損の金額が確定し、示談が成立したものであります。賠償金は全額保険から支払われており、今後人身にかかわる損害賠償については、治療を継続されておりますので、相手方と示談が成立した時点で再度議会に報告することになります。賠償の相手方は紋別市にお住まいの佐々木健一様であります。

次に、専決処分第 2 号をご覧ください。専決処分の理由は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないために専決処分を行ったものであります。賠償の理由は、除雪ダンプが、平成 28 年 1 月 14 日、除雪作業中に相生の町道 301 号線、消防番屋の前におきまして、車両をバックさせた際、N T T の電柱に衝突し、折損させた事故であります。賠償の額は記載のとおりで、2 月 16 日、示談が成立したものであります。賠償の相手方は、札幌市東日本電信電話株式会社 北海道事業部設備部長 花石啓介様であります。事故は注意をしていれば防げたものであり、相手方にご迷惑をお掛けしたことにつきましておわびを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

今後は細心の注意を払い、安全運転の励行に努めるよう指導してまいりますので、

本件につきましてご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） 2、3申し上げたいと思います。

ここ1、3年ぐらいといいますか、毎回の議会にこういう経緯、中程度の事故の必ず案件が出てくると。そういうことで、必ず今後そのようなことが起きないようにというふうな話を聞くのですけれども、事故防止のこういう徹底がどのようになっているのか、まず一点お聞きをしたいと思います。

それともう一つは言いづらいのですが、同一人が再三再四事故等を起こした場合に処分が目的ではないのですけれども、そういう処分等の基準はどのようになっているのか、この二点についてお聞きをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（松橋正樹君） まず、事故を起こした者に対する指導徹底等ということでございますけれども、まず朝、出勤する際に、職員の体調等を確認しております。体調が悪い場合には、報告をいただくということにしております。除雪等に関してですけれども、特に除雪中の作業事故等が多いということで、除雪については私も本部に詰めております。行く際には、私のほうから運行に際しての安全徹底ということで、注意喚起をしまして、それから出勤してもらうということで、あくまでも本人の、運転してから本人の責任になりますので、そういったことを常日ごろ注意喚起しながら運転に携わってもらうということで今は行っております。

それで、罰則関係については総務課長のほうからお願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（齊藤昭一君） 事故防止に関してでありますけれども、職員の事故防止に関する規定がございまして、本年度に入りましてからも2回ほど委員会を開催しております。その事故の内容に応じまして事故の状況について審査員のほうで状況を把握しながら、その程度に応じて注意処分、文書処分、あるいは訓告というようなものもありますけれども、その時々において内容に準じまして対応を図っているものでございます。

谷川議員のほうからございましたように、度重なる事故が同一人物で増えることに、重なることによって処分内容は重くなるというような内容になっております。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） 最後に1点だけ申し上げておきます。これ、事故については必ず保険適用ということで、それぞれ、これ不可抗力の場合、いたし方ないのですけれども、やっぱりそういう保険適用で個人に及ぶものがないと、金銭的なものがないということで、安易さが見受けられる部分もあるのでないのかなということで、今後なお一層留意をしていただきたいということで終わりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

はじめに、承認第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

続いて、承認第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

以上の結果、承認第1号及び承認第2号の2件については、原案のとおり承認されました。

◎議案第11号

○議長（鹿中順一君） 日程第11、議案第11号 津別町国営農地再編整備事業負担金支払基金条例の制定についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（横山 智君） ただいま上程となりました議案第11号 津別町国営農地再編整備事業負担金支払基金条例の制定についてご説明申し上げます。

国営農地再編整備事業につきましては、今年度より実施地区となりまして、今年度は調査測量を実施、来年度からは、調査測量を終えた所から順次工事が実施される予定となっております。

この事業につきましては、事業期間が平成27年度から36年度までの10年間、事業費につきましては130億円を予定されております。この内、地元負担対象の事業費につきましては、115億4,100万円です。これに伴いまして地元負担である7%、8億787万円の負担割合につきましては、平成26年1月30日開催の議会、全員協議会でご協議いただき、受益者、農業者ですけれども、これにつきましては3%、町は国が示すガイドラインの率4%としたところであります。この結果、受益者3億4,623万円、町4億6,164万円の負担額となりますが、この負担金につきましては、事業完了後に一括償還となる予定であります。このことから、事業完了後の円滑なる負担金支払いに備えるため、基金条例を制定しようとするものであります。

条文に沿ってご説明いたしますので、議案のほうをご覧いただきたいと思っております。まず、第1条ですが、基金の設置の関係を規定しております。国営農地再編整備事業負担金として津別町が支払う負担金の財源に充てるため、津別町国営農地再編整備事業負担金支払基金を設置するとしております。

第2条につきましては積立てです。基金は、平成35年度までの間、毎年度5,000万円を積み立てるものとするとしております。これにつきましては、28年度から35年度

までで、8年間4億円を積み立てる予定としております。

続きまして、第3条管理です。基金の属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならないと定めております。

第4条につきましては、運用基金の処理です。基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとするとして定めております。これについては、利息等を積み立てるものとしております。

第5条につきましては、繰替運用です。町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるとして定めております。当町におきましては、繰替運用の条例、規則等定めておりませんので、基金のこの条例において繰替運用を定めております。

第6条、処分です。基金は、第1条の負担金の支払いに充てる場合に限り、基金の全部または一部を処分することができるとして規定しております。

第7条はその他です。この条例に定めるもののほかは、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定めるとしております。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものであります。

以上ご説明申し上げましたので、原案についてご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） 1点だけお尋ねします。

第5条の繰替運用という部分がありますけども、これはほとんどないとは思いますが、どのような場合に繰替運用となるのか、例示を示してお答えをいただきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（横山 智君） これにつきましては、過去においてもそんなに例はないかと思っております。

通常、繰替運用につきましては、歳入歳出、歳計現金として予算に計上しなければならないこととなっております。もし、繰替運用をする場合は、収入として歳入で繰

入金として計上した上で、繰替運用として使用するということになりますけども、これについては、一般財源等が基金に余裕があって、なおかつ財政的に財源が不足する場合、この場合において、基金から一時繰替運用として使用することができるということになるかと思えます。当然のことながら、ここに規定していますように繰替運用をした場合は、その利息等も含めてまた積まなければいけないということになるかと思えます。ですから、通常を取り崩しとは違うということです。取り崩しは、崩したまま積む義務はありませんけども、繰替運用は、あくまでも一時的に繰り入れして使う、その分は積み戻しといたしますか、きちっと積まなければいけないということになるかと思えます。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 11 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 12 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 12、議案第 12 号 津別町行政不服審査会条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤昭一君） ただいま上程となりました議案第 12 号 津別町行政不服審査会条例の制定についてご説明申し上げます。

条例制定の理由につきましては、行政不服審査法の改正によるものでございます。行政不服審査法は、住民が行政の行った処分に不服がある場合に、処分庁等に対し不服を申し立てることができる制度であります。この制度が公正性の向上等を理由に 50 年ぶりに抜本的な見直しが行われ、平成 28 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。改正後の行政不服審査法第 81 条第 1 項の規定において、審査庁の採決をチェックするために第三者機関の設置が義務付けられたことから、第三者機関となる津別町行政不服審査会の設置に関し、必要な事項を規定するための条例制定を行うものであります。行政不服審査法の主な見直しの内容について説明資料に基づき説明いたしますので、説明資料 1 ページをご覧ください。

1 にありますように、公正性の向上と点検の強化とし、審議の見える化を目指した内容となっている点が大きなポイントの一つであります。具体的には、審議において、職員のうち処分に関与しないものが、審査請求人及び処分庁の主張を公正に審議するとし、また裁決については、有権者及び処分庁の主張を公平に審議するとし、また裁決については有識者からなる第三者機関が点検するなどとしております。

審査の流れが図に表されております。右側の改正後の図にありますように第三者機関が設けられ、審査庁との間において諮問、答申が行われることとなります。下のほうに 2 に記載のように、使いやすさの向上を目指した内容となっております。不服申し立て期間を 3 カ月に延長したことや、手続きを審査請求に一元化しております。

次のページをお開き願います。標準審議機関の設定、証拠の事前整理手続きの導入などにより、迅速な審議を確保するなどとされております。処分から訴訟までの流れが図に表されていますように、右側の改正後の図のとおり、不服申し立て前置きの縛りが限定されるとともに、さらに内容の縮小が図られた点が見直しの大きな 2 点目となります。

以上を踏まえましての条例の制定となります。制定しようとする条例の名称は、津別町行政不服審査会条例であります。条例案の骨子は記載のとおりであります。

それでは、条文のほうにお戻り願いたいと思います。第 1 条では、行政不服審査法

第81条第1項の規定に基づき、町長の附属機関として津別町行政不服審査会を置くということで設置を規定しております。

第2条では、所掌事項を規定しております。

第3条第1項では、審査会の委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ法律または行政に関して優れた識見を有するもののうちから、事件ごとに町長が委嘱する委員3人をもって組織することとしています。第2項では、委員の任期を。第3項では、委員の欠員が生じた場合の措置を。第4項では、委員の解職措置を。そして、第5項では、委員の守秘義務を規定しております。

第4条では、審査会に会長を置くこと及び会長は、審査会を代表すること並びに会長の職務代理について規定しております。

第5条では、審査会に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができるとし、第2項以降については、その選任等について規定しております。

第6条第1項では、審査会は会長が招集し、その議長となることをはじめ、第2項以降におきまして、会議について規定しております。

第7条では、審査会の庶務は、総務課において処理することと規定しています。

第8条では、この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は町長が別に定めることを規定しています。

最後に附則であります。この条例は平成28年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第12号の提案内容の説明を申し上げましたので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでありますので、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 12 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食休憩とします。

昼食休憩 午前 11 時 59 分

再 開 午後 1 時 00 分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

◎議案第 13 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 13、議案第 13 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤昭一君） ただいま上程となりました議案第 13 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

関係条例の整備を行う理由につきましては、行政不服審査法が改正され、平成 28 年 4 月 1 日からの施行に伴うものでございます。整備の対象となる条例は、津別町情報公開条例及び津別町個人情報保護条例並びに津別町情報公開個人情報保護審査会条例の 3 条例であります。

まずはじめに、関係条例の整備に係る行政不服審査法の改正内容についてご説明いたします。その一つは、行政庁の処分等に対し、審査請求が行われた場合、条例に特別の定めがある場合には、審査員の氏名を要しないこととされました。津別町情報公

開条例及び津別町個人情報保護条例においては、不服申し立てが行われた場合、実施機関は、津別町情報公開個人情報保護審査会に諮問を行い、審査会において第三者的立場から審査、答申を行い当該答申に基づいて決定を行う体制が整備されていることから、審査員制度の適用除外規定を新設するものであります。

二つ目は、不作為についての審査請求は、これまでの迅速な処分を促すことにとどまらず、申請に対して一定の処分を課すべきか否かについての審議を求めるものとなり、処分についての審査請求と機能面で類似することとなりました。このことから、津別町情報公開条例及び個人情報保護条例における開示請求等に対する不作為に係る審査請求についても、審査会への諮問対象とするため規定を整備するものであります。

三つ目は、不服申し立ての文言を審査請求、あるいは審査会への諮問に改めるものであります。それでは説明資料の新旧対象表に基づき内容のご説明を行いますので3ページをお開き願います。

文言の改めのご説明は省略させていただきます。まず、津別町情報公開条例についてであります。改正後の欄にてご説明いたします。第16条の審査会への諮問についてであります。「開示決定等または開示請求に係る不作為について行政不服審査法の規定に基づく審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同法第9条第1項に規定する審議員の指名に代えて、津別町情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。」と改め、第1号及び第2号において適用除外を改めて規定したものであります。

次のページをお開きください。津別町個人情報保護条例についてであります。同じく改正後の欄にてご説明いたします。次のページをご覧いただきたいと思います。第27条の審査会への諮問についてであります。「開示決定等、訂正決定等または利用停止決定等もしくは開示請求、訂正請求または利用停止請求に係る不作為について行政不服審査法の規定に基づく審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同法第9条第1項に規定する審理員の指名に代えて、審査会に諮問しなければならない。」と改め、第1号から第4号では、適用除外を改めるとともに新設し、規定するものであります。

次の津別町情報公開個人情報保護審査会条例につきましては、文言の改正のみであ

ります。

議案の本文のほうにお戻り願いたいと思います。第1条、第2条、第3条につきましては、それぞれの条例の一部改正について、ただいまご説明の内容を条文化したものでございます。

最後のページになりますけども附則であります。この条例は平成28年4月1日から施行するものであります。

以上、提案内容の説明を申し上げましたので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでありますので、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第13号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号

○議長（鹿中順一君） 日程第14、議案第14号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定を議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤昭一君）　ただいま上程となりました議案第14号　地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

関係条例の整備を行う理由につきましては、地方公務員法の一部が改正され、平成28年4月1日から施行に伴うものでございます。

それでは、説明資料の新旧対照表に基づき改正内容の説明を行いますので6ページをご覧くださいと思います。まず、津別町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例についてであります。第1条の趣旨のアンダーラインの部分は、適用条項の改正であります。

次の津別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例についてであります。第3条の報告事項の第2号に「職員の人事評価の状況」、第5項に「職員の休業に関する状況」、第8号に…、失礼しました第5項と言いましたが5号の誤りでございます。第8号に「職員の退職管理の状況」を追加し、第9号については、「勤務成績の評定」を削除する改定となっております。

7ページをご覧ください。津別町職員の給与に関する条例についてであります。第1条の目的のアンダーラインの部分は、適用条項の改正であります。第4項のアンダーラインの部分は、行政不服審査法の改正に伴い改正状況の変更による改正であります。

次の津別町職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例についてであります。第1条、この条例の目的のアンダーラインの部分は、適用条項の変更によるものであります。

議案の本文にお戻り願いたいと思います。申し訳ございません。説明資料の7ページにお戻り願いたいと思います。津別町職員の給与に関する条例新旧対照表のところでございますが、第1条の第4項の不服審査法のところで、法律の改正年と号俸が書かれておりますけれども、昭和26年とございますのは平成の誤りでございます。申し訳ございませんでした。

それでは、議案の本文にお戻り願いたいと思います。第1条、第2条、第3条、第4条につきましては、それぞれの条例の一部改正につきまして、ただいまご説明の内容を条文化したものでございます。

最後に附則であります。この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上、議案の内容を説明申し上げましたので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 14 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 15 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 15、議案第 15 号 津別町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

篠原住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（篠原裕佳君） ただいま上程になりました議案第 15 号 津別町税条例等の一部を改正する条例の制定についての内容について、説明させていただきます。

別途配付の説明資料の 8 ページをご覧ください。今回の改正内容として記載しまし

た1の改正根拠に記載のとおり、平成28年度与党税制改革大綱において、個人番号の利用の取り扱いの見直し等に伴い津別町税条例について必要な改正を行うものであります。

次に、2の条例改正の主な内容ですが、まず、(1)の町民税の減免申請の手続きに関して、第51条第2項の個人番号の記入が不要とされたため改正するものであります。

続いて、(2)の厚生労働省関係法律の整備に関して、第56条の固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとするものがすべき申告において、独立行政法人労働者健康福祉機構が独立行政法人労働者健康安全機構となったことに伴う改正であります。

続いて(3)特別土地保有税の減免申請において、第139条の3、第2項において個人番号の記載が削られたことに伴う改正であります。なお、現在は土地特別土地保有税については、平成15年度から課税停止中であります。今回の改正については、資料の9ページから新旧対照表の中で記載をしております。

それでは、9ページの新旧対照表をご覧ください。第51条についてですが、個人番号の記載関係が改正となります。続いて、第56条についてですが、10ページに「独立行政法人労働者健康福祉機構」が「独立行政法人労働者健康安全機構」に改正されます。続いて、同ページ、下の第139条の3についても個人番号の記載関係が改正となります。

続いて、議案の条文をご覧ください。条例改正につきましては、新旧対照表で説明した内容について条文化したものですので条文の説明は省略させていただきます。

最後になりますが、今回の改正については、いずれも公布の日から施行しようとするものであります。

以上、改正内容の説明とさせていただきます。ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第15号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号

○議長(鹿中順一君) 日程第16、議案第16号 津別町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

篠原住民企画課主幹。

○住民企画課主幹(篠原裕佳君) ただいま上程になりました議案第16号 津別町固定資産評価審査委員会条例の一部改正の内容について説明させていただきます。

別途配付の説明資料の12ページをご覧ください。1の改正根拠ですが、今回の条例改正は、行政不服審査法及び行政不服審査法施行令の改正に伴い、審査の申し出に係る手続き等について条文の整備を行うことが主な改正点であります。

次に、2の条例改正の主な内容ですが、まず(1)の第4条の審査申し出における第2項と第3項中の住所の次に「又は居所」が追加となります。さらに第4条第2項に審査の申し出に係る処分の内容と、同条第6項に審査申出人は、代表者等がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届けることが追加となりました。

続いて、第4条、第3項の行政不服審査法が、行政不服審査法施行令に改められます。続いて(2)については、書面の手続きにおける書面審理の改正となります。第6条の書面審理において、第2項に弁明書の提出と、さらに第5項に反論書が追加となります。続いて(3)の決定書の作成ですが、第11条の委員会の決定書の作成における項目の新設と、条文が整理されたことによります。

今回の改正については、資料の 13 ページからの新旧対照表の中で記載をしております。それでは、13 ページの新旧対照表をご覧ください。ただいま申し上げました第 4 条関係の「又は居所」の追加、「審査の申し出に係る処分内容」の追加、「行政不服審査法」から「行政不服審査法施行令」の改正と、さらに審査申出人が資格を失った場合の書面での届け出について記載をしております。

第 6 条関係の書面審理に関する改正と、次のページに、第 11 条関係の決定書の作成に関する改正を記載しております。

続いて、議案の条文をご覧ください。改正条文につきましては、新旧対照表で説明した内容について条文化したものですので、条例の説明は省略させていただきます。

最後になりますが、今回の改正については、いずれも平成 28 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

以上、改正内容の説明とさせていただきます。ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 16 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 17 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 17、議案第 17 号 津別町起業等振興促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（小野敏明君） ただいま上程されました議案第 17 号 津別町起業等振興促進条例の一部を改正する条例の制定につきまして内容のご説明を申し上げます。

説明資料 15 ページをご覧ください。条例の改正理由につきましては、津別町での起業を促進し、産業の振興及び雇用の促進を図ることを目的に、平成 25 年 10 月施行し、助成をしてきておりますが、地域活性化のため一部を修正し、平成 28 年 3 月 31 日の期限を 4 年間延長するものです。また、津別町商工会から既存の事業所に対する支援要請があったことから、既存事業者に対する助成を追加し、起業の促進と産業の振興及び雇用の促進を図るため改正を行うものであります。

改正内容につきましては、下段の新旧対照表でご説明いたします。目的の第 1 条につきまして、新規企業者に加えて既存の事業者の助成を追加することから、次のとおり全分改正をしています。第 1、「この条例は、町内において事業活動を行うものに助成し、起業の促進及び企業活動の支援による産業の振興及び雇用の促進を図ることを目的とする」といたしました。第 2 条第 1 号柱書中、新規事業者だけの助成ではなくなりましたので、「新たに」を削り、助成事業所を拡張することとし、同号に次の 3 項目を付け加えております。エで、「介護・福祉施設、有料老人ホームその他福祉事業を行う施設、または保健サービス及び福祉サービスを提供する施設」。オとしまして、「特定事業所、町外の企業等が設置するサテライト・オフィス。カといたしまして、「生産施設、農林水産物等を原料とし、またはこれらの二次製品を原料とし、製造、加工等を行う工場等施設設備」を追加をいたしております。

第 2 条第 3 号中も「新たに」を削っております。第 3 条第 3 項にただし書きを加え、助成は条例の期限内、1 事業者 1 回限りとするもので、ただし書きといたしまして、「ただし、申請は平成 28 年度から平成 31 年度の間、1 事業者 1 回限りとする。」とするものです。第 4 条第 2 号中、「助成区分」を新たに加え、新設のものと増設または、改修

を区分いたしております。

附則第2号中、期限を4年間延長することから、「平成28年3月31日」を「平成32年3月31日」に改めております。

続きまして、別表についてであります。「助成区分」を新たに加え、「新設」と「増設又は改修」と区分を分けております。事業所の区分につきまして、新設は「集合住宅」「観光施設」「販売施設」「介護・福祉施設」「特定事業所」、増設または改修につきましては、「生産施設」「観光施設」「販売施設」「介護・福祉施設」「上記事業所に係る機械等設備のみの場合」と加えております。

対象投資額につきましては、新設の集合住宅、観光施設につきましては「2,000万円以上」、販売施設、介護・福祉施設、特定事業所につきましては「300万円以上」、増設または改修につきましては、生産施設「1,000万円以上」、観光施設、販売施設、介護・福祉施設につきましては「300万円以上」、上記事業所に係る機械等設備のみの場合「100万円以上」としております。

対象投資額に対する補助金の額、率ですが、新設につきましては「10分の3とする。ただし、起業者の場合は、10分の4とする。」ものです。増設または改修につきましては、「10分の3とする。」ものです。

補助金の限度額につきまして、新設の集合住宅につきましては「2,000万円」、観光施設「1,000万円」、販売施設、介護・福祉施設、特定事業所につきましては「500万円」。増設又は改修につきましては、生産施設「1,000万円」、観光施設、販売施設、介護・福祉施設につきましては「500万円」、機械等設備場合のみの場合「300万円」といたしました。

3の施行期日を平成28年4月1日とするものです。

続きまして、議案の条文をご覧ください。ただいま説明した内容を条文として整理したものでございます。

附則といたしまして、施行期日、この条例は平成28年4月1日から施行する。経過措置、この条例の施行日前に改正前の津別町起業等振興促進条例第3条の規定により指定を受けたものに係る補助金については、なお従前の例によるとしております。

以上、ご説明申し上げましたので、原案にご承認賜りますようお願いいた

します。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 17 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 18 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 18、議案第 18 号 津別町公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（小野敏明君） ただいま上程されました議案第 18 号 津別町公園条例の一部を改正する条例の制定につきまして内容の説明を申し上げます。

条例の改正理由につきましては、上里森林公園に設置しておりました球技施設、パークゴルフ場ですが、協議の上、平成 24 年に休止をしております。今回、その球技施設を条例から削除するものであります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上、ご説明申し上げましたので、原案にご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 18 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 19 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 19、議案第 19 号 津別町新ふるさと定住促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

金野建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） ただいま上程となりました議案第 19 号 津別町新ふるさと定住促進条例の一部を改正する条例の制定につきまして内容のご説明を申し上げます。

本件につきましては、現在施行しています同条例が本年度末をもって終了することから、条例の一部を改正しようとするものであります。

説明資料の 18 ページをご覧ください。

平成 8 年度よりふるさと定住を目的とした持ち家建設奨励事業を実施しました。その間、平成 22 年度から中古住宅、平成 25 年度からは住宅改修を取り入れております。

3 年を一つのめどとして改正を行ってきました。本年度が改正期となりますことから

定住促進を推進するため条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容につきましては中古住宅購入、住宅改修は、金額、件数も増えてきた傾向にありますので、現制度のままで行うものであります。新築住宅につきましては、制度改正による要件の変更、奨励金額の一部改正を行うもので、新たに加算要件としまして、町が現在進めています森林管理認証についての要件を加えるものであります。森林管理認証については、津別町は平成 24 年度、町有林を適正な森林資源の管理保全と持続可能な森林経営などの取り組みとして、森林管理認証を取得しております。認証森林から産出される木材等の生産、加工、流通過程の管理認証 C o C 認証取得に対し町が支援を行っていることから、住宅建設も森林管理認証された木材の利用拡大を図る目的としまして、C o C 認証を取得した建設業者で認証材をした住宅を建設する場合の加算要件を新たに加えるものであります。

また、新築住宅におきまして、別の補助金、助成金等を利用する場合の制約をつけ、国費等につながるものを受けた場合は、この制度が利用できなくなるものです。

それでは、新旧対象表でご説明いたします。左側、改正前、第 3 条奨励金、第 2 項表中新築住宅の必須要件につきましては、日本住宅性能表示基準及び評価方法基準が見直されたことによるもので、19 ページ、省エネルギー等級に示された等級 3 から、改正後断熱等性能等級に示された等級 4 に制度改正により変更するものであります。

次に、加算要件 1 につきましては、同居する小学生以下を中学生以下とし、子どもの範囲を拡大したものであります。

加算要件 2 の町外者の申請ですが、申請から建てるまでの期間があることから、転入後 1 年以内の申請する場合を明記するものであります。

次に、加算要件 4 のバリアフリーですが、要件は変わりませんが国の制度基準が見直されたことで、高齢者等への配慮に関する項目が支出項目から選択項目に変わりましたことから奨励金を 10 万円に減額するものであります。

次に、加算要件 5 の町内に加工された製材及び木材についてであります。北海道内に限定を行い、使用量を平方メートル換算から立方メートルに 10 立方メートルあたり以上利用とし、奨励金を 20 万円に減額するものであります。

次に、加算要件 6 につきましては、新たに追加するものです。森林管理認証を取得

した建設業者が認証材を使用した住宅を建設した場合の加算要件を追加するもので、1立方メートルあたり3万円、上限を40万円とするものです。新築奨励金額の改正前に総額200万円から改正後220万円となるものであります。

20ページをお開きください。第4条、適用除外、第3号は、新築住宅におきまして別の補助金、助成金等を利用する場合の制約について規定するものです。

附則第2項につきましても、期限を3年以下とするものであります。

議案の条文に戻っていただきまして、1ページをおめくりください。附則です。施行期日につきましては、この条例は平成28年4月1日から施行しようとするものであります。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行しようとするものであります。

次に、経過措置といたしまして、この条例の施行の日前に申請し着工しているものに係る奨励金については、なお従前によるということです。

以上、内容についてご説明申し上げましたのでご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） 加算要件6のC○C認証を取得した業者が施工した場合ということなのですが、町の考えとして、建設業者等にもC○C認証をとってもらい、そのための補助もしていくという考え方は理解しているのですが、現実に行われなければ、この加算要件は絵に描いた餅になってしまうわけでございます。現時点で結構ですから、この見通し、建設業者がC○C認証を取得して、この加算要件が地元業者を使って施工した場合に適用されるような見通しが、どの程度立っているのか、もしわかればお答えいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 金野建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） 加算要件6の森林管理認証、津別町内の業者につきましても、先日も指導員の方が東京のほうから来ましてお話を聞いております。

そのときに、町内業者含めまして業者を呼んで集めまして説明会を開いております。

まだ実際に町内ではとっている業者の方はいらっしゃいませんけれども、ここ何回か

話をしている中で、何件かについてはとる意思があるということで、まず1軒についてはとる意思があるということで、そのときに様式だとか申請書類についてだとか、どういうものを用意したらいいかといことを聞いております。それで、まだそのほかには来ていませんけれども、あとこれグループでとるというのもまた可能ということで聞いております。若干グループでとれば、その分安くなるということも聞いております。一応今ご説明したように1社につきまして、とるという方向でいるということでお伝えしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） せっかくこういうことをするので、地元の産業にもいい意味で貢献ができて、そして地元の住む住民たちが、その恩恵を受けて家をどんどん建ててくれるといいな、そういう思いでこういう政策を出しているわけですから、その流通認証について、やはりとっていただけるように努力する、グループでとると確かに安くなるのですけれども、グループ内の意思疎通が途中で壊れると、それがうまくいかなくなっちゃうので、僕もちょっと業者さんに聞いてみたのですけれども、最終的に個人でとるほうがいいのかのなみたいなことも言っていたのですが、その辺は行政の方も説明会等をやって、そして努力しているのであれば、ぜひすべての建設業者さんに何とか認証をとっていただいて、町民が地元の建設業者さんを使ってこうした恩恵を受けられるように、今後とも努力していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 金野建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） 説明会も開きまして今後皆さまに指導していく方向でいます。今先ほど言いましたように1社については間違いなくとるということです。今グループという話もありましたけども、グループになりますと何グループか何かわかりませんが、なかなかとるのも難しいのかなということもありますけども、今後は公共事業もこういう方向に進んでくるかもしれませんので、その辺は指導して皆さまにとっていただくという方向でいきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第19号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号

○議長(鹿中順一君) 日程第20、議案第20号 津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

金野建設課主幹。

○建設課主幹(金野茂幸君) ただいま上程となりました議案第20号 津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

改正理由につきましては、今年度建設いたしました町営住宅まちなか団地4戸を追加するため条例の一部を改正するものであります。

説明資料21ページの新旧対照表に沿い内容を説明いたします。別表(1)の末尾に、まちなか団地4戸を追加しまして、住宅タイプごとに追加するものであります。1LDK3戸、3LDK1戸で、木造平屋、所在地は旭町56番地1であります。

議案の条文に戻っていただき、附則につきましては、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上、内容について説明申し上げましたので、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 20 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 21 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 21、議案第 21 号 津別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第 22、議案第 22 号 津別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての 2 件を、会議規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 21、議案第 21 号及び日程第 22、議案第 22 号を一括議題とすることに決定しました。

議案第 21 号から順次説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（小野淳子さん） ただいま上程となりました議案第 21 号 津別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 22 号 津別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について内容のご説明をいたします。

まず、議案第 21 号から説明申し上げます。説明資料の 22 ページをご覧ください。改正理由といたしまして、このたび地域における医療及び介護の総合的な確保を促進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の一部改正に伴いまして、通所介護のうち利用定員が厚生労働省令で定める数未満のものを新たに地域密着型サービスである地域密着型通所介護として位置づける改正が平成 28 年 4 月 1 日に施行されます。それに伴いまして、認知症対応型通所介護の基準について、地域との連携や運営の透明性を確保するために、運営推進会議の設置について規定するなど、現在津別町で指定している事業所はございませんが、地域密着型通所介護の基準を踏まえまして、地域との連携に関する規定について改正を行うものでございます。

下記、新旧対象表によりご説明申し上げます。法改正によりまして、適用条項の改正と第 2 章介護予防認知症対応型通所介護、第 3 節運営に関する基準の地域との連携に関する規定第 39 条の第 3 項に運営推進会議を設置し、おおむね 6 カ月に 1 回以上運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受け、運営推進会議からの必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。第 4 項では、運営推進会議の記録の作成と公表について定めるものでございます。

続きまして、議案第 22 号についてご説明申し上げます。25 ページをご覧ください。こちらも整備法の改正に伴いまして、通所介護のうち利用定員が厚生労働省令で定める数以下のものを、新たな地域密着型サービスである地域密着型通所介護として位置づける改正が平成 28 年 4 月 1 日に施行されます。現在、津別町内の事業者は地域密着型サービスの該当にはなりません、小規模な通所介護事業所が地域密着型通所介護

へと移行となることから、地域密着型通所介護に関する基準を追加するため条例の一部を改正するものでございます。

新対照表によりご説明申し上げます。法改正によります適用条項の変更の改正と、国基準に従いまして第3章、夜間対応型訪問介護の次に第3章の2として地域密着型通所介護といたしまして、第1節基本方針、第2節人員に関する基準、第3節設備に関する基準、第4節では運営に関する基準、第5節では指定療養型通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準につきまして、国の基準に従いましてそれぞれ定めるものでございます。

その中で、38ページの第59条の19の国の基準では、記録の整備につきましては2年となっていることにつきまして、津別町では独自基準といたしまして5年間保存と定めるものでございます。これは、返還請求の請求権が5年となっていることから、記録についても5年とするものと津別町は考えて、5年とするものでございます。

あと、47ページの59条の37でも記録の保存を5年間としまして津別町独自の基準といたしまして5年間と定めているものでございます。

それでは、議案に戻っていただきまして、第21号、第22号につきましては、ただいま説明申し上げました内容を改正条文としたものでございます。

それぞれ附則といたしまして、平成28年4月1日から施行することとしております。

以上、説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

2番、白馬康進君。

○2番（白馬康進君） ちょっと長く説明いただいたのですが、あまりさっぱりわからないのです。これ、制度の中身は、こういうふうになるのだなということはわかるけど、さっき説明があったけど津別町では今説明した中の地域密着介護施設というのは該当が事業所はないと言ったのですが、例えばうちのところの「ののか」さん、ああいうのは、私たちが見たら、通所、地域、小規模多機能施設というのだけれど、ああいうものは全然この中には入ってこないのですか。

今実際にもう一つ聞きたいのは、うちでは今そういう事業所はないということは、

運営協議会というのは全くないということですよ、今のところは。今度、新たに、こういう運営協議会をつくって評価するということですが、その辺のちょっといきさつがわからないものですので、もう少し教えてください。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（小野淳子さん） 今のことにつきましては、この密着型サービスの事業の中に、先に条例制定されている中に地域密着型の今ご質問がありました小規模多機能についての基本方針、運営並びにそういう整備については、すでにこの条例でうたわれております。それで、今特養にありますデイサービス、通所介護事業所が今現在津別町は通常型という利用定員が国で示している基準以上あるのですが、小規模とうたわれている利用定員が少ない事業所につきましては、今回の28年4月1日から密着型の通所介護に変わりますというのが国が今回定められたもので、小規模多機能のほうは一切今までどおりこの条例にうたわれておりますので変わりありません。

そして、運営推進会議についても、既に密着型サービスの小規模多機能「ののか」さんのほうとか、認知症対応型のグループホーム「ほのぼの」さんについては、既に運営推進会議の設置ということがうたわれておまして、2カ月に1回とか3カ月に1回というふうな運営推進会議を開きなさいというのが既にもう条例にうたわれております。ただ、今回の認知症対応型の通所介護については、運営推進会議というものを新たに付け加えるもの、今までなかったということで付け加えるものでございます。

○議長（鹿中順一君） 2番、白馬康進君。

○2番（白馬康進君） わかりました。ありがとうございます。そういう今までのものは、「ほのぼの」とか「ののか」さんのやつは、この条例の中では今までうたわれて運営協議会もあって、評価を受けてやっているということですね。今度新たにこれが追加になってそういうようなことになるということですけど、この追加された部分で津別町は何か対象になることがあるかどうか、その辺だけ最後聞いて終わりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（小野淳子さん） 現在、津別町には認知症対応型通所介護に変わる事業所とか新規の事業所は今ございません。そして地域密着型通所介護も津別町内

にはございません。ただ、今町外に北見で使っている通所介護のサービス事業所が利用定員が地域密着型通所介護に事業所が、北見に使っている事業者が変更になる場合は、今現在3月までの間で利用している方は、北見の事業所ですけれども、地域密着型の通所介護のサービスを利用するということになっていきます。ですが、今町内にはこの該当する事業所はございません。

○2番（白馬康進君） わかりました。終わります。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

はじめに、議案第21号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上の結果、議案第21号及び議案第22号の2件については原案のとおり可決されました。

◎議案第 23 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 23、議案第 23 号 津別町介護予防生活支援事業条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（小野淳子さん） ただいま上程となりました議案第 23 号 津別町介護予防生活支援条例を廃止する条例の制定につきまして内容をご説明申し上げます。

平成 26 年度の介護保険法改正によりまして創設されました制度であります介護予防日常生活支援総合事業、新しい総合事業と呼んでいる事業が、すべての市町村で平成 29 年 4 月までに実施することになっておりますが、多様なサービスの充実及び地域づくりの推進には時間を要するため、津別町では平成 28 年 4 月から、この新しい総合事業に移行することといたしまして、新たに介護予防日常生活支援総合事業実施要綱を制定いたしまして、みなし事業から総合事業の実施を行っていくことといたしまして、今回介護予防生活支援事業条例を廃止するものでございます。

附則といたしまして、施行期日はこの条例は平成 28 年 4 月 1 日から施行するとしております。

以上、説明申し上げましたのでご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 23 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 24 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 24、議案第 24 号 財産の取得について（町営住宅及び特定公共賃貸住宅）を議題とします。

内容の説明を求めます。

金野建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） ただいま上程となりました議案第 24 号 財産の取得についてご説明申し上げます。

財産の取得につきましては、平成 27 年度から平成 28 年度、西町団地買取事業に係ります町営住宅及び特定公共賃貸住宅を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容について説明させていただきます。取得する財産は、町営住宅及び特定公共賃貸住宅であります。契約の方法は随意契約でございます。取得金額は、3 億 4,042 万 4,640 円で、うち消費税及び地方消費税額は 2,521 万 6,640 円であります。取得の相手先といたしまして清水建設グループ代表者 網走郡津別町字共和 51 番地 2 株式会社清水建設 代表取締役 清水靖則でございます。

取得する財産の内訳としまして議案の裏面をご覧ください。取得する財産の目的は平成 27 年度から平成 28 年度津別町西町団地買取事業であります。財産の所在は、津別町字緑町 7 番地 3 ほかであります。財産の種類及び数量は、延べ床面積、町営住宅 585.86 平方メートル、特定公共賃貸住宅は 604.68 平方メートル、内訳は記載のとおりでございます。取得戸数は、町営住宅 8 戸、特定公共賃貸 8 戸の計 16 戸でございます。タイプ別といたしまして、町営住宅、特定公共賃貸住宅ともに 1LDK 2 戸、2LDK 3 戸、3LDK 3 戸で同じでございます。取得する財産の構造は、木材平屋建、一部特定公共賃貸住宅の 3LDK は 2 階建となります。

続いて、西町団地買取事業の内容についてご説明いたします。説明資料の 65 ページ

をご覧ください。西町団地につきましては、平成 27 年 8 月に公募型プロポーザル方式により優先交渉権者として清水建設とアトリエアクの清水建設グループを選定いたしました。協議を進めてきました今般、買取価格が整いましたので今議会におきまして財産の取得を行いまして、西町団地買取に関する協定を結ぶものであります。平成 27 年度 1 期分は、部分払いに係る買取金額相当額分といたしまして 1,195 万 3,440 円で、うち消費税及び地方消費税額 88 万 5,440 円。平成 28 年度 2 期分といたしまして、3 億 2,847 万 1,200 円で、うち消費税及び地方消費税額は 2,433 万 1,200 円になります。2 期を含めまして財産の取得を行うものであります。住戸面積、物置、風除室は記載のとおりで、特定公共賃貸住宅の住戸面積が若干広く設定しております。

66 ページは、建築概要について説明いたします。表の 3 行目、外壁はガルバリウム鋼板、木板貼りで屋根もガルバリウム鋼板、防水立ハゼ葺き、床は複合フローリング、壁はトドマツ合板・石膏ボードビニールクロス貼りで、天井は化粧石膏ボード、基礎はコンクリート、布基礎であります。暖房は、ペレットボイラー及び灯油ボイラーによる温水床暖房方式で、ボイラーの設備と住戸までの配管は別発注工事になります。給湯は電気温水器、換気は同時給排を行う第 1 種換気設備でレンジフードを設置いたします。調理器は IH キッチンヒーター、トイレは節水型洋風大便器、浴室はユニットバスで 1216 型であります。ボイラー棟は、上屋部分のみになります。外構工事につきましても平成 28 年度発注を予定しております。内容につきましては、駐車場、緑地、通路等になります。

67 ページは、全体配置図になります。図面上の A、B 棟が町営住宅、下の C、D 棟が特定公共賃貸住宅になります。中央がボイラー棟で中の一部が多目的ホールとして利用可能になります。図面上の町道 142 号線は廃止を予定しております。廃止することで駐車場入り口、駐車スペースが広くとれます。68 ページからは、各棟の平面、立面図になります。

以上、説明申し上げましたのでご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午後 2時 1分

再開 午後 2時 10分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 何点か財産の取得についてお伺いをしたいと思います。

まず、最初に16戸建設されるということで、規模と面積含めても企業体にもなってますけども、実質1社で建設するわけですけども、28年4月から来年の3月31日までという協定の期間になっていきますけども、いまだ旭町のまちなか、旭町団地含めて16戸建設というのは、これまでにない規模ですけども、この期間でやれるのかどうか、まずお伺いをしたいと思います。

それから、この建物の概要についてそれぞれ資料で出ておりますけれども、詳しい中身はまだ、細かいところは書かれておりませんが、旭町のまちなか団地、それから旭町の町営住宅含めて、大体形は似ているのですけども、内外装含めて細かい所、ほぼ同じような内容で建設されるのかお伺いをしたいと思います。もし、改良された所があるのであれば、そこらあたりもお伺いをしたいと思います。

それから、今回初めて建築概要で暖房の概要について先ほど説明がございましたが、いわゆる16戸が集中暖房方式で暖房をとるという設計になっておりますが、新年度でペレットボイラー棟の工事は別に計上されることになっておりますけれども、これまでにない方式だというふうに思っております。委員会でも若干質問したのですけれども、この今回の買い取りについては、プロポーザルということで提案型で今回採用しておりますけども、そのときにこの暖房方式についてきちっと提案された中身でこの買い取りを決めたのかどうか、かつ、この暖房方式ですと、いわゆる入居者の負担がどういうふうに計算されて負担を求めるのか、その仕組み、それあたり大事なところでありますので、できればこういう形で負担をしていただくと、そういうものをお聞きをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 金野建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君）　まず、建設 16 戸、1 年間でできるかどうかということなのですけれども、今まで旭町とまちなかにつきましても基本的 8 月に、夏に協定を結びまして、それから実施を行って 3 月いっぱい完成をしております。大体 10 戸程度つくっております。今回につきましては、これ財産の取得終われば、協定書を結びまして 4 月から着工するということで基本的には秋ぐらいには完成するのかなという気はします。ただ、暖房、先ほど言いましたペレット関係については、設備については別発注ということで、これが 7 月ぐらいになると思いますけども、そうなりますと、その分もう遅れてくるということで、それでも 3 月、年度内には完成するという方向で今考えております。

以前の住宅とどこが違うかと言いますと、旭町団地と同じ業者がとっていますので、大体似ております。今回、概要はそれほど変わっていないのですけれども、ただ、地盤が悪いということで砂利の置き換え、そして基礎地におきましてセメントなり何か注入をしまして凝固する基礎、手技をとるという工法を考えております。その辺が若干基礎に関しては違うということで、外壁等については変わらないということになっております。それと雁木も旭町団地と違って、今回雁木を付けまして通路を確保するということになっております。

それで、最後にボイラーですけども、今回初めて入居者から負担をとるということで、まだ金額だとかは想定はしていませんけども、今灯油の価格が相当安くなってきております。それで、逆転はなかなか難しいということも考えております、できれば、それなりに入居者には負担をかけない程度では今考えておりますけども、正確な金額等についてはまだ今後の段階で、委員会するときにもちょっとお話、協議しましたけども、一応使用した分だけとるという方向で今検討を重ねております。

それと、プロポーザルのときのボイラー、暖房についてでありますけれども、プロポーザルのときについては、暖房方式を抜きにした住戸だけのプロポーザルということで、プロポーザルを選定した後に今回の暖房設備について、お互い協議をして今回に決めております。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君）　7 番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 工期についてですけれども、4月から着工はできるのですけれども、ご存知のとおりあの西町団地は相当地盤は悪いし、地下水が相当高いことは多分地盤調査でもおわかりのことと思います。恐らく今の答えでは秋までに完成できるのではないかなというお答えをいただいたのですけれども、大変厳しいのではないかなと。業者がやるということで提案してきてはいるのですけれども、急いでつくるといわゆる先ほども質問したのですけれども、まちなか団地だとか、旭町団地とやや同じものを建てるというお答えいただいたのですが、あの建物もかなり急いでつくって、あんなに余裕のない建物、工期のない中で建設したことは我々も承知しております。これほど4月から秋までに完成させるということは、非常に厳しい工期だというふうに思いますので、中身を変えないでそのままやるということは、私個人的には非常に不可能に近いものになるのではないかなと思います。

それから、まちなか団地と旭町団地と内外装、中身含めてそんなに変わりはないと、そういうお答えいただいたのですけれども、旭町団地の昨年から建設している1棟4戸、それからまちなか団地の建物を先日ちょっと参考までに見て来たのですけれども、中身が変わっているのですね。変えた理由はよくわかりませんが、多分西町団地の今回の契約については委員会で細かい所を聞いたのですが、旭町の今完成見込みの住宅とやや同じものになるのではないかなと思いますけれども、最初やられたまちなか団地より内容的に少し後退しているようにちょっと見て来たわけでございます。それについて再度お伺いしたいと。この中身については、建具周りが変わっていると。ということで、この仕様書を見ると開口部がペアサッシ、ガス入りペアサッシということしか書いておりませんが、二重なのか三重なのか、それあたりちょっと内容ではわからないと。なぜかと言うと旭町団地で今建設が間もなく終わる所をペアサッシ一重になっていると。その前のまちなか団地は、それにもう一枚、二重になっているのです、建具が。それあたりがなぜなのかちょっとわかりませんが、それあたりについて、もしこういうふうに変えたという理由があればお伺いしたいと思います。

それから、この暖房方式ですけれども、あまりまだ計算していないと、そういうお答えなのですけれども、やはりこれは採用するにあたって、やはり計算をして、どんなような、いわゆるこのことによって暖房のいわゆる経費がかかるのかと。それあた

りをやはり出さなければ認めてくれと言ってもなかなか難しい面があるのではないかと。なぜかと言うと、町がそう負担するということで考えているのか、個人にそれを求めて負担をしていただくのか、それあたりが使用した分だけは負担していただくにしても、それあたりを明確にしてお答えいただければ、これはいわゆる使用する側の負担に帰するということから、やはりそういうものをきちっと提案するのであれば、計算の中でこういう一応形で計算をしておりますというぐらい、資料等含めて出されるのが望ましいのではないかなと思いますので、再度お伺いをしたいなと思います。

○議長（鹿中順一君） 金野建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） まず、工期ですけれども、先ほどもちょっとお話ししましたけれども、夏に協定を結びまして3月までに完成をしているということもありまして、そのあと4月からやって10月までに終わっている2年継続やっている場合がありますので、今回4月からやって本当に1年かけたにしてもできるということで聞いてあるというか、予定をしております。工期についてはそういうふうに予定しています。そして、去年、地質調査もいたしまして、地盤の悪い所も把握しておりますので、それらについても置き換え等の処理をしまして進めていくということになっています。ただ、ペレット関係の設備がちょっと遅れるということで、その分が残るだけということで、それは建物とあまり関係ありませんので、ペレット部分の設備だけと配管までですから、それらについては大した支障なく、それが遅れるだけで、建物については4月から着工して先ほど言いました秋ないしは12月の冬までにはできるというふうに組んでおります。

それと、ペレットの価格なのですけれども、まだ金額的には確定はしていませんけれども、一応想定をして出していることは出しております。室温を20度に設定しまして、一番寒い時期だとかを想定しまして、各住戸にメーター機がつきますので、それに換算して使用料をとるということで、その使用料を幾らにするかということ、これが今後の課題なのですけれども、一応今20度で設定した場合、1月の一番寒い時期におかれましても大体月に、ちょっとペレットの価格が一般と積み込み込みのやつと、購入込みのやつとちょっと違うのですけれども、一般価格でいきますと大体1カ月、

寒い時期です、平均で2万6,000円。これを逆に灯油の値段がちょっと違うのですけれども、大体今灯油が今65円ぐらいで想定しますと2万円、1カ月です。このちょっと差額があります。これらを逆に割り返えまして一目盛というか、メーター一目盛に対しての使用料を今後これから決めていこうかなという形で、まだこれ実際にうちの町もやっていませんので、ほかの町村もちょっと参考にいたしまして一目盛当たり幾らというふうの使用料ですね、それを決めていきたいということで思っております。

それと、建具というかペアサッシが二重、まちなか、旭町とちょっと違うのではないかという、ちょっと詳しい内容は聞いていませんけれども、ちょっとその辺については今の段階ではわかりませんが、後ほどそれは調べてちょっと示したいと思っております。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） お答えいただいたのですけれども、心配しているところは、西町団地は恐らく工事が始まったら、地盤が悪いのと地下水が相当高いと、そういうことから想定すると基礎工事にそれなりの時間がかかるのではないかと。それからずっとかんがみて16戸を建設するとなると、秋までの4月から12月までかかったとしても相当厳しい工期ではないかと。そういうことを心配した上で間違いはないのかと、そういうふう質問したわけなのですけれども、この建物だけで終わるのならいいのですけれども、外構工事行われると。外構工事というのが、建物終わらないと外構工事になかなか着工できる部分と着工できない部分があると、そういうことからすると、真冬に外構工事をやらざるを得ないというような状況になってくると。そういうことも合わせて考えて質問したのですけれども、再度それあたりわからなければしょうがないのですけれども、それあたり再度お聞きをしたいと思います。

それから、建具のことについて話をしたのですが、委員会では担当者が中の建具を製作建具にするというふうにお答えいただいたと思うのですけれども、この厳しい工期の中でやるとすれば既製品を使って、まちなか団地の最初でやったような形の建具のほうが工期短縮に向くというふう考えられるので質問させていただいたところで。

この暖房方式については、ペレットを使うバイオマスの関係で政策的なものもあるというのわからないでもないのですけれども、今お答えいただいた中では1戸当たりの負担が結構多くなるなど、そういうことを通常一般家庭ならそんなに恐らくかかってないのではないかなというふうに思いますけども、これによって入居者の負担が多くなるということは、これはいわゆる政策であってもうまくないのではないかなと。ということは、入居される方は収入が頭打ちと。家賃もそんなに特賃であれば、それなりに負担しなければならないと。そういう中で、やはり高断熱、高気密の住宅であれば、通常のFFストーブであれば、そんなにはこの燃費についてはかからないのではないかなと、そういうふうに思いますので再度お答えいただきたいのと、それあたり建設にあたっては十分チェックして、よりよいものをつくっていただきたいなと思います。

○議長（鹿中順一君） 金野建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） 工期的に間に合うかどうかということなのですが、先ほどもお話ししましたように去年につきましては、地質の調査を行っておりますので、その辺は把握しておりますので、4月からかかったにしても、そういう基礎処理をいたしまして着工しまして、冬までには完成する。その間に、外構工事についても随時発注していきまして、工事的にはちょっと混雑というか複合となりますけれども、その辺は十分わきまえて工事、若干冬にはかかるとは思いますけれども、外構工事については、それでも進めていきたいということで思っております。

建具につきまして既製品から製作建具になったのですが、地場産を有効利用するというので時間はかかるかもしれませんが、それなりにできると思いますので、これからやっていきたいと思っております。

暖房ストーブにつきまして、先ほど言った価格については24時間焚いた場合の1カ月あたりということで、ちょっとご理解願いたいと。それが万度にかかるというわけではありませぬので、今使用料でいきますので、先ほど20度に設定して24時間焚いて1月の一番寒いときということで金額をちょっとお示ししましたので、実際にこれを温度調節がつきますので、温度を下げればそれなりにまた金額はかからないと思います。FFストーブにつきましても、FFストーブをつけるのであれば全部屋につけ

るということになりますと、一部屋一部屋ということになりますと結構な台数になります。FFストーブそれでも安いですが、それは今うちのほうで今ペレットを利用するということで進めていますので、この辺のご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（松橋正樹君） サッシの関係なのですけれども、西町団地につきましては、旭町団地の設計会社が共通しているということで、まちなか団地は別の設計会社になっております。まちなか団地につきましては二重サッシと、あと内窓があるということです。この内窓につきましては暖房性能がないということで、三重じゃなくて二重サッシに内窓がついているということです。西町団地は、旭町団地と設計会社が共通しているということで、この二重サッシのみということです。断熱性能については今言ったように二重サッシを備えておりますので、変わりはないということで、やっぱり設計会社が違いますと、ちょっと考え方も違ってきますので、その点で設計といたしますか、仕様に差が出てきているということでございますのでご理解願います。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

2番、白馬康進君。

○2番（白馬康進君） 工事内容についてはわかりましたし、私は専門的なことはよくわかりませんが、山内君が心配している工事期間の関係で私もちょっと客観的に考えてみて、どうもこれ2期分の工事が一応4月1日から3月31日になってますけど、課長の答弁ではあそこの地質は十分調査しているから地盤についても、水はけについても心配ないと言ってますけれども、私はこれ工事やってみてどういう状況になるかわかりませんが、何でこんなに工期を一応契約しているのだと思いますが、この期間でやらなきゃならないのかなと、私はそう思うわけですね。やっぱりこれだけ16戸建てて、特賃も合わせてやる大きな事業は、こんな工期ぐらいで完成しなきゃならないのかなという感じを、ただそう思っているわけですね。ですから、これやっぱり工事始まった状況を見ないとわかりませんが、課長はそう言い切っていますけど、私はこれはちょっと何もこんなに急いでこれだけの大きな事業をやることはないと思いますよ、はっきり言って。十分でやっぱりこれだけの住宅を建てるにおいては念入り

にきちっとした工事をやらなかったら、いろんな今問題が出ているでしょ、国でも。そんな大きな手抜きだとか、やれ欠陥工事はないと思いますけども、今までにおいては往々にして住宅というのは、後でどうだこうだと、いろいろとそういうものが出てきているのですよ。ですから、私は工期は十分とるだけとって、きちっとしたものをやってもらうというぐらいの念入りの考えでやってほしいと思いますけど、その辺ちよっともう一回、私個人ではそう思っているのです、若干。何も急いで今旭町が終わったら、今年は緑町でございますなんて、そんな追っかけでやらなきゃならない事業だったのかなと、その辺も確かあそこはやるということはわかっていましたけど、その辺の考え方についても振り出しに戻すわけではないですけど、ちょっと聞かせてください。

それと、もう一つ、雁木をまたつけると言ってますけど、通路を確保すると言いますけど、これ今まで旭町にも雁木をつけていますけど、これあまりよその住宅を見たらあんまり雁木ついている所って私見たことないけど、旭町、雁木つけていろいろ何か欠点はなかったのかどうか、その辺も検証してやると思うのですけど、その辺もあわせて聞いておきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 金野建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） 工期がとれるかとれないかということなのですが、町としては一応とれるということで踏んで今回進めてきまして、今やろうとしている段階です。先ほど言いましたように、ペレットの部分については別発注になりますけれども、工期的に極端な話4月から3月までということで十分余裕はあるのではないのかなというふうに建物については組んでおります。ペレットについては7月、8月があるということで、その分が遅れる程度で、あとの外構については随時発注していきますので、ただ、中の工事についてはちょっと混雑というかになってきますけども、その辺についても十分可能ではないのかなという気はしております。

それと、雁木についてですけども、旭町団地については雁木はないのですけれども、まちなか団地については全部雁木がついております。今回、西町団地の雁木につきましては、玄関付近のみというか、玄関付近に腰丈程度、1メートル程度の雁木をつけまして、雪だとか雨を防止するものをつける予定にしております。

これをまた、2年、3年経ちますと、事業費自体また膨らんでくることもありますので、できればうちとしても短期間にできるものであれば、短期間にちょっと考えて今回こういうふうに予定をしております。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 2番、白馬康進君。

○2番（白馬康進君） 金野君も3月いっぱい退職ですから、あまり私はしつこくどうだこうだと最後のあれで言いたくないけどね、担当者としては、そういうふうに言い切っているわけですけど、ペレットボイラーが少し、若干遅れると。外構においても少しずれるようなことも言ってますけど、確かに工期は今までのあれから言ったら余裕があるのかもしれないけど、私が心配しているのは、さっき言ったとおり、そんなに工期にこだわらなきゃならないかもしれない、それは業者との関係ありますから。だけど、十分やっぱりこういう住宅というのは何十年も入る住宅ですから、建物においてもやっぱり後でこれだけの時間でやってしまったという、そういうことがないとは言えないですから、私はその辺心配しているわけです、山内さんも。だから、こんな工期で果たしてこれだけの16戸を十分満たすだけのものができるのかどうかというのは、私はそう思います、はっきり言って。だから、そういうことを心配しているのですから、その辺もう少し業者と話し合っ、て、こういう意見もあったということぐらいは言って、もう一回再考してもらいたいと私は思います。あまりこれがどうだということにはならないかもしれないけれども、そういう心配は持っているということで、もう一度答弁願います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（松橋正樹君） 西町団地につきましては、一応、補助事業ということで、1年間の工期ということで予算化するものなのですが、予算のつき方によっては1年でできない場合もございます。ちなみに、まちなか団地なのですが、22、23、24と建設しておりまして、それぞれ12、16、10戸という形で建設してきております。1年間でできないということはないと考えております。会社のほうも職員をそれなりに突っ込んで建設するという対応をしてきますので、その辺は問題ないかというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

3番、村田政義君。

○3番（村田政義君） 委員会の中でも説明を受けていますし、委員会の中で協議していますからあえて聞くこともないのかなと思うのですが、ただ、ちょっと気になる部分がちょっとありますので、ちょっと1点だけちょっとお聞きしたいと思えます。

先ほど山内さんのほうからも話があったと思いますが、暖房の関係であります。先ほどの説明では、大体20度ぐらいに設定しても月ペレットは大体2万6,000円ぐらい、灯油が大体65円で2万円ぐらいとかという、こういう説明もされています。集中暖房というのは、津別は初めてのことでですから、どういうふうになるのか、ちょっと今のところ私も想定はつきませんが、集中暖房することによって、やっぱりそこに住まわれる人の安心、安全というのが、やはりかなり確保されるのかなという感じは私自身持っています。というのは、過去に下川町のこういう集中暖房というかそういった所を視察したときに、入居者の人の話を聞くと、やっぱり通常の灯油であれば自宅、家を冬期間空けるときに何日も空けれないと。部屋を完全に暖房をストップするわけにはいかないのだと。でもこの集中暖房をすることによって、それぞれ自分の中でメーターをつけるということですから、恐らく自分たちの中で暖房の調整はされると思うのです。その暖房を調整することによって、何日も家を空けても何の心配もないのです。そういった分では非常に集中暖房によって安心感を持てると、こういう入居者の話もありましたから、本当にこの集中暖房というのに私自身は非常に期待をしているところであります。

ただ、入居者の負担増の関係についてちょっと私心配してます。例えば、ペレットにしたら先ほど金額、灯油であればこういう金額、して、既にまちなか団地も含めて入居されている方、これらについても月大体どれぐらいかかっているかというのはあると思うのです。だから、ペレットにすることによって個人の負担がそれ以上大きく上回るということになれば、やっぱりけげんされるのは、入居しても個人の負担が大きくなることによって、非常に入居する人が継続して入居されるのかどうかというやつも正直言ってけげんします。入居者がそこに入居することができるのかどうかという

のですね。そういったところを含めて、ぜひ金額の設定についてはできる限り個人の負担を避けるような方向で今後取り組んでいていただきたいということを、ちょっと申し上げておきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 金野建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） 暖房は集中暖房なのですけれども、確かに今先ほどから何回か言ってますように、ペレットと灯油を比べますと、確か今灯油が安くなっております。灯油は変動もあるのですけれども、それらにつきましては今後いろいろ調整をしていきまして、入居者になるべく負担を掛けないように今設定をしまして、使用料の単価を決めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） 私のほうからも一点だけ確認したいと思います。旭町団地の雨水、それから雪融け対策で、議員の中にも何人か住民からクレームを受けた方がいると思うのですけれども、玄関に水が逆流してくるということで、昨年確か対策を打ったと思いますが、今回西町団地に関して玄関前のスロープというか、その所をどのように対策を立てて改良をするのか、同じようなつくりだということなのですけれども、当然そこは手を打っていると思うのですが、どのような手を打ったか確認したいなと思います。

○議長（鹿中順一君） 金野建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） 屋根の勾配につきましては、旭町団地とは逆勾配ということで、全部南側のほうに、ベランダ側のほうに落ちる構造になってますので、水は玄関先には来ないということになっております。そして、先ほど雁木、通路ですけれども、通路については基本的には全部スロープできますけれども、スロープから下の駐車場までの間にはまた段差がつきますので、それもある程度スロープでいきますけれども、地盤自体に段差がつきますので、水が逆流するとか、そういうことはないはずです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 24 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 25 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 25、議案第 25 号 津別町過疎地域自立促進市町村計画の策定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

森井住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（森井研児君） ただいま上程となりました議案第 25 号 津別町過疎地域自立促進市町村計画の策定についてご説明申し上げます。

説明にあたりましては、1月29日の全員協議会及び2月23日、24日の総務文教常任委員会、産業福祉常任委員会において説明を行い、ご協議させていただいております。また、別冊として事前配付もさせていただいておりますので、簡潔にご提案させていただきたいと思っております。

まず、これまでの経過等を説明させていただきます。過疎地域対策は、昭和45年より10年間の時限法を3回更新し、平成12年3月の過疎地域活性化特別措置法の執行に続き、平成12年度より過疎地域自立促進特別措置法が10年の時限にて制定されました。平成21年度で失効となる同法は、厳しい過疎地域の置かれた状況を踏まえ、平成22年3月、衆参両院ともに全会一致で可決され、平成22年度より平成27年度まで

6年間延長されることとなりました。このときの期間延長に加え、過疎地域の要件が追加され、過疎地域自立促進のための特別措置の拡充ということで地域医療の確保をはじめとする、いわゆるソフト事業への拡充が図られたところです。あわせて、過疎対策事業債の対象施設も追加され、図書館、認定こども園、自然エネルギーを利用するための施設等が追加されました。このときの法成立にあたりまして、施行後3年をめどとしてその検討結果や平成22年の国勢調査の結果、地方分権改革の進展状況を勘案し、必要な措置を講ずることとした附帯決議がなされました。これらの状況に加えまして、さらに平成23年3月の東日本大震災の発生による過疎対策事業の遅延等により、平成24年6月の衆参両院ともの全会一致で平成33年3月末日までの5年間で延長されたところであります。加えて、平成26年にも法改正がなされ、過疎地域の要件の追加がなされました。また、一般廃棄物処理のための施設や障がい者福祉施設などが過疎対策事業債の対象施設として追加がなされたものです。

現計画につきましては、平成22年から27年度までの計画であり、今般別冊のとおり平成28年から32年までの計画を改めて策定するものであります。昨年、5月15日の国からの計画策定に関する通知に基づく6月26日付の北海道からの通知により、策定作業を進めてまいりました。この間、北海道におきましては、過疎法第5条第1項により昨年12月に北海道過疎地域自立促進方針を定め、計画につきましては、今月中の策定予定で進めているところです。市町村におきましては、過疎法第6条第4項の規定により、昨年11月と今年1月に北海道との事前協議を二度実施の上、先般正式協議いたしまして、平成28年2月24日付で北海道知事から同意通知がありましたことから、過疎法第6条第1項の規定に基づき議会の議決をいただき計画を定めるものであります。

次に、本計画の策定にあたりましての要件面につきましては、人口の状況において昭和35年1万5,676人の人口を数えましたけれども昭和40年には1万4,782人、平成22年には5,646人、昨年実施しました国勢調査においても速報値ベースで5,008人となっているところであります。人口要件につきましては、昭和40年から平成22年の45年間の人口減少率が33%以上とされているところでありますけれども、本町におきましては61.8%の減少となっているところであります。また、財政力要件につきまし

ては、平成22年から平成24年まで0.49以下とされているところでありますけれども、本町は0.17となっているところであります。

次に、現計画を踏襲しつつ、過疎法第6条第3項に基づき、本町の最上位計画である第5次総合計画に計画事業及びプロジェクトと歩調を保つものとして位置づけるものであります。別冊の内容といたしましては、表紙をめくっていただいたところに目次がございますけれども、前段に本町の概況、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況、自立促進の基本方針、計画の期間、1 基本的事項を記しまして、続いて2の産業の振興、3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、4 生活環境の整備、5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、6 医療の確保、7 教育の振興、8 地域文化の振興等、9 集落の整備、10 その他地域の自立促進に関し必要な事項の現況と問題点、対策、整備計画を順次まとめたものであります。資料としまして、5年間の各事業の概算事業費と平成28年の概算事業計画をしております。過疎計画という性格上、事業計画につきましては、事業項目につきましては幅広で、金額は概算での計上となっておりますことをご承知おきいただきますようお願いいたします。

なお、計画期間につきましては、先ほども触れましたけれども平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5カ年とするところであります。

以上、説明させていただきましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第25号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 26 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 26、議案第 26 号 平成 27 年度津別町一般会計補正予算（第 8 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（伊藤泰広君） ただいま上程となりました議案第 26 号 平成 27 年度津別町一般会計補正予算（第 8 号）につきましてご説明いたします。

今回の補正につきましては、確定を見ております歳入歳出の精査を基本としておりまして、さらに国の補正予算をはじめとします国庫補助事業の増額、それから基金に積み立てする費用の増額、さらに繰越明許費を設定させていただきまして補正予算を組ませていただいております。

それでは、補正予算の条項をご覧ください。第 1 条第 1 項におきまして、歳入歳出予算にそれぞれ 1 億 3,353 万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を 55 億 5,491 万 4,000 円と規定するものであります。第 2 項及び第 2 条の繰越明許費、第 3 条の地方債補正につきましては、資料の事項別明細書を説明後に内容を説明させていただきます。

資料の事項別明細書について歳出から説明させていただきます。9 ページから 10 ページをお開きください。内容説明ですが、事業の精査にかかわるものについては基本的に説明を省略させていただき、増額または主なもののみ説明いたしますことをご了承ください。

款 2 総務費、項 1 総務管理費ですが、目 1 一般管理費におきまして、総務管理経費として庁用備品、これは庁舎のチャイムと連動しているタイムレコーダーが連動しなくなったことから新規購入するもので 17 万 7,000 円の追加になっています。また、電算化推進経費、この中の負担金です。北海道自治体情報システム協議会の負担金 4,200

万 7,000 円の増額は、情報システムの強靱化というものに係る経費で、国の補正予算にかかわる補助金と補正予算債を財源とするものですが、これを繰越明許費と設定いたしましたして、28 年度にわたる事業となります。飛びまして目 5 財産管理費につきましては、庁舎管理と町有建物維持管理等で除排雪経費として 16 万 2,000 円、29 万 2,000 円、それぞれ増額となります。11 ページから 12 ページをお開きください。同じ町有建物等維持管理経費で、旧活汲小学校校舎維持負担金ですが、これはルーフヒータの電気料分について 3 万 9,000 円の負担として追加するものであります。次に、土地開発基金積立金は、利息増に係る 1 万 3,000 円の増額になります。項 2 地域振興費、目 1 企画総務費につきましては、財源内訳の補正と一般財源の余剰分といたしまして地域振興基金に 6,564 万 3,000 円を増額積み立てするものであります。

続きまして 13 ページから 14 ページをお開きください。目 3 企画振興費ですが、これは財源内訳のみの補正となっています。項 4 戸籍住民登録費につきましては、マイナンバー関連事業としまして通知カード、個人番号カード事務の委任に係る交付金確定額としまして 19 節です、地方公共団体情報システム機構交付金として 89 万 2,000 円の増額となります。

続いて、15 ページの款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費ですが、次のページ、17 ページから 18 ページをお開きください。基本的にほとんどが事業精査によるものですが、地域生活支援事業経費の中の報償費につきましては、事業未実施によりまして予算全額の減額となります。最下段の下の方の社会福祉協議会助成経費につきましては、これは社会福祉協議会の職員の給与改定による給与費の増に対しましての助成で 48 万 6,000 円の増額となります。19 ページから 20 ページをお開きください。年金生活者等支援臨時福祉交付金事業につきましては、臨時福祉給付金のうち、65 歳以上になるもの、年金等を受給しているもの等に対しまして、1 人 3 万円を給付するよう国の補正予算が成立したことから追加するものです。対象見込み数を 1,200 人といたしまして、関連経費合わせまして 3,723 万円を追加、これも繰越明許を設定しまして、28 年度に繰り越して行う事業となります。次、目 5 老人福祉費は、次の 21 ページから 22 ページをお開きください。一番最初の福祉バス管理経費としましては、これは単独事故による車両修繕料として 34 万 3,000 円の増額です。3 段下になります。

介護サービス支援事業費につきましては、デイサービスセンターの暖房用配管取り替え修理に係る恵和会に対しての補助金となります。その下の老人福祉施設措置経費は、養護老人ホーム徴収金につきまして、徴収者とできないものに納付させていた誤徴収が2件あったことから、地方自治法上の還付年限のある5年以内の額につきましては、23節において過年度還付及び加算金として75万2,000円の追加、また、5年を超えるものについても、これは町の一方的な徴収誤りということで、すべて確認できることから全額について加算金を加えまして19節の補助金、特別還付金として返還しようとするもので215万1,000円を追加するものです。合わせて290万3,000円の追加となります。なお、このうち誤納金は239万2,000円、加算金は51万1,000円の内訳となります。過徴収となった本人はもとより、あつてはならない事務の誤りでありまして、行政の信頼性も損なうこととなりました。大変申し訳ありませんでした。

次に、23ページから24ページの項2児童福祉費は、すべて事業費精査ですので、次の25ページから26ページをお開きください。款4衛生費につきましては、すべて事業費精査分となっております。

続きまして、款6農林業費につきましては、飛びまして29ページから30ページをお開きください。項2の林業費です。目2林業振興費の林業振興対策補助費等におきまして、19節の林協の利子補給の補助金です。これにつきましては、事業費の増ということで35万3,000円の増額補正となっております。

続きまして31ページから32ページをお開きください。中段からちょっと下の款7商工費、項1商工費、目2商工振興費の商工振興補助費等ですが、これは企業等振興促進補助金といたしまして、集合住宅建設につきまして1件2,473万7,000円、販売施設は2件ありまして551万1,000円、合わせて3,024万8,000円の補助をしようとするものです。当初予算の残額がありましたので、補正としては2,999万7,000円の増額となるところであります。

款8土木費、項1土木管理費については、33ページから34ページをお開きください。目1土木総務費ですが、備品購入費でこれは手数料を徴収している地籍図用の大型プリンターが修理不能となったことから更新するものでありまして、43万円の追加となります。項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費につきましては、建設機械管理経費と

してダンプ1号の、これは修繕料に流用した流用元の燃料費に114万5,000円の増額をするものです。次、めくりまして35ページから36ページをお開きください。項4住宅費、目1住宅管理費の町営住宅管理経費につきましては、4月の新しく入居に向けての修繕料といたしまして140万7,000円の増額と除排雪委託料44万4,000円の増額、また、工事請負費につきましては、国庫補助金の社会資本整備総合交付金の27年度分調整による残分を利用いたしまして共和第3と活汲第2団地の屋根、外壁、浴室等の改修をしようとするものです。これにつきましても繰越明許費を設定いたしまして28年度に繰り越しながら事業とするものです。総額3,432万4,000円の追加とさせてもらったところです。

めくりまして、ちょっと飛びまして41ページ、42ページをお開きください。款10の教育費、項4社会教育費、下のほうです、目1社会教育総務費につきましては、これは社会教育総務経費で、これはリコーダーの全国大会への参加費助成といたしまして、津別町文化・スポーツ競技大会派遣費、補助金として45万円の追加となっているところです。次、43ページ、44ページをお開きください。目3会館管理費につきましては、公民館管理経費につきまして、燃料の補正となっていますが、これは修繕への流用元ということで63万8,000円を増額しております。下の項5保健体育費、目1保健体育総務費ですが、社会体育事務経費で文化・スポーツ競技大会派遣費として10万円の増額ですが、これはバトントワリング全国大会への参加費助成となっております。それから、45ページから46ページ、すべて款10の公債費は財源内訳のみの補正ということで歳出は以上となっています。

それでは、歳入のご説明をいたします。3ページから4ページをお開きください。款9地方交付税につきましては、普通交付税につきまして本年度確定額26億6,047万6,000円に対し、一般財源として留保しておりました4,762万3,000円を増額補正するものであります。

款11分担金負担金につきましては、項2負担金、目1民生費負担金につきまして、老人福祉施設入所者徴収金のうち、歳出で申し上げた誤徴収の方1人の現年度分を歳入の戻出としまして16万2,000円の減額となります。

次に、款13国庫支出金ですが、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金につきまし

て、社会資本整備総合交付金につきましては、豊永職員住宅解体工事に係るもので105万8,000円の減額、住宅社会保障・税番号システム整備費補助金の精算分として52万2,000円の増額、また、情報セキュリティ強化対策費補助金については、4,200万7,000円の事業に対しまして対象事業費なのですが人口規模によりまして1,080万円とされておりまして、補助額はその50%、540万円の追加となるところです。目2民生費国庫補助金につきましては、年金生活者等支援臨時福祉給付金の継続事業、これは繰越明許費の継続事業の財源といたしまして3,722万7,000円の追加となるところです。続きまして、5ページから6ページをお開きください。目4農林業費国庫補助金の社会資本整備交付金は、これはペレットストーブ導入支援事業費の精査分として50万円の減額、目5土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金につきましては、道路橋梁費は橋梁長寿命化と道路ストック総点検事業に係る精査で545万1,000円の減額、住宅費につきましては、共和第3と活汲第2団地、これは繰り越しで追加する改修工事に対する財源といたしまして1,716万円の追加となります。

款17繰入金、項1基金繰入金、目1基金繰入金は、7ページから8ページをお開きください。地域振興基金繰入金は、精査分とあと起業等振興促進補助金に充当する財源としまして繰入2,783万7,000円の増額となるところです。

款19諸収入、項5雑入、目7雑入につきましては、除雪トラック1号の事故共済金として101万5,000円の増額、その他といたしまして建物共済の解約返戻金等で19万1,000円の増額補正となるところです。

款20町債、項1町債ですが、順に過疎債ソフト事業としての空き家等撤去促進事業に870万円の増額、補正債といたしまして、これは50%の交付税措置があるという形なのですが、情報セキュリティ強化対策事業に540万円の追加、公営住宅建設事業は、これは公営住宅債の精査で40万円の減額、次、過疎債ソフト事業といたしまして津別高校振興対策事業に1,290万円の追加、また、全国防災事業債といたしまして、これは70%の交付税措置あるのですが、学校施設非構造部材耐震化事業として20万円の減額、過疎債ハード事業としまして津別小学校職員室移設事業に160万円の追加となったところです。

それでは補正の条文にお戻りください。第1条第2項につきましては、ただいま事

項別明細書で説明いたしました補正内容を第1表のとおり款項区分ごとに整理いたしまして、第1項の補正額及び予算総額とするものであります。

第2条では、第2表のとおり歳出で説明いたしました事業に、それから町史編さん業務も翌年度への繰越事業とさせていただきます、合わせて5事業につきまして繰越明許費の設置をお願いするものであります。

第3条では、第3表のとおり町債補正といたしまして、追加3件、変更3件で起債の限度額を4億4,963万7,000円とするものであります。

以上、内容についてご説明いたしましたので、原案を承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時25分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

議案第26号について質疑を許します。

7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 歳出の36ページの住宅管理費の経費について何点かお伺いをしたいと思います。

最初に、需用費の修繕料140万7,000円、この3月にこれだけの金額を補正するというのは、あまりかつてはないと思うのですが、中身についてお伺いしたいのと、計画より新たなものでこの修繕が増えたのかお伺いをしたいと思います。

それから、15節の工事請負費、それぞれ同じ規模、同じ戸数だと思いましたが、1,716万2,000円それぞれ補正をされていると思います。この中身の工事概要についてお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 金野建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） ただいまご質問ありました町営住宅管理経費の需用費の修繕料ですが、これにつきましてははつつみ団地の分ということで3月、4月の新入

社員がありまして結構申し込みが来てます。それで、ちょっと期間空いた住宅なものですから、中の修繕がちょっと必要ということでつつみ団地4戸の修繕を計上しています。クロスの張り替えと床の張り替え程度で4戸を見ております。これについては今回入居予定ということでここに載っております。

それと、工事請負費ですけれども、これについては屋根、外壁、浴室ということで屋根、外壁については前回やっております豊永団地、あれの屋根改修と同じパターンですけれども、あれは1戸住宅ですね。今回2棟、1棟2戸の住宅なものですから、それに浴室を今回改修しようということで、浴室については0.75坪の浴室を見ております。概要なのですけれども、詳しい金額はまだ設計段階まだ行っておりませんが、屋根、壁の改修で共和も活汲もなんですけれども、2棟4戸で950万程度、浴室で760万程度ということで見ております。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 最初の修繕費でございますけれども、つつみ団地の二階建てだと思いますが4戸、内装工事をやると。確かあそこは外壁だとか、浴室については既に改善済みだと思いますけれども、今のお答えで企業の新入社員の対応というようにちょっとお聞きしたのですけれども、このことについて新しい団地をつくるのもいいのですけれども、民間企業は新入社員含めて恐らく給料というのは安いのではなかろうかと。そうした中で、新しい新築住宅に入るというのは、非常に困難な民間企業もおられるのではないかと、そういうことで、見て歩いたら結構町営住宅空き家が多いと。そういうことも見受けられるので、民間企業の町外から津別に移り住んで就職する方もおられるように聞いておりますけれども、やはり既存の住宅を直してでも安く低家賃で提供することも町の政策として考えていくべきでないかなと。これは企業から言われてやったのか、みずからあれしたのかちょっとわかりませんが、やはり町の姿勢として民間企業の住宅事情とかそういうものを定期的に訪問するなりして、企業のニーズ含めて把握されて住宅事情をどういうふうにするかということも必要ではないかなと考えますので、新年度に向けてそれあたりもぜひやっていただきたいなと思います。

それから、15 節の工事請負費、浴室を整備するという事で今お答えいただきましたけども、ただ、浴室を整備するだけなのか、それに対応する給湯設備も合わせてなのか再度お伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 金野建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） 今たつみ団地の修繕につきましては、早い段階、去年の段階から企業のほうからも問い合わせが来てまして、今議員おっしゃられたとおりお金がないので安い住宅ということで聞いております。それで、今たつみ団地ずっと空いてましたので、本当は単身者は入れないのですけれども、制度を改定しまして単身者も大体町内にある古い住宅については、単身者も入居可能となりましたので、今回そういうこともありまして修繕をするということにしております。

そしてたつみ団地については、全部埋まる予定になっております。町内の空き家状況なのですけれども、今のところ共和の団地に4戸程度残るだけということになっております。

それと、住宅の案内については、企業のほうに新しく住宅が空けば、そのときチラシとか出すのとあわせて企業のほうにもお知らせはしておりますので、それは企業のほうにも連絡はいつていると思います。

それと、工事のほうなのですけれども、浴室のユニットバス、さっきも言いました0.75坪、それに合わせまして一緒に給湯も流しにつながります給湯も全部含めて設計に入っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 町営住宅等の修繕工事については、いわゆる企業から言われてやるというふうにまた言われて今回予算化するということですか、そういうことなのですけれども、町の町営住宅等の入居者募集のチラシが回って来るのですけれども、やはり今回新しい住宅だけ募集をかけておられますけれども、やはり入れるような既存の古い住宅でも直してある程度入れるのであれば、常に入居者募集について行うべきでないかなと思います。

それから、先ほどの質問である程度定期的に企業等訪問して、従業員の住宅ニーズについて、やはり町も把握して、新しいものばかり建てるのも政策の一つなのですけ

れども、やはりそういうものも活用して、より町外から住んで来れるような一つのそういう住宅政策もあわせてやるべきでないかなと思いますので、再度お伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 金野建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） 入居者につきましては、企業のほうから言われて昨年から言われておりまして、今回こういう修繕を行うのですけれども、企業のほうには先ほども言いましたようにお知らせはしていますけれども、今後もそういうのがあればぜひ今度聞き取りなり調査しまして、その辺を把握していきたいと思います。

それと、入居募集につきましては、一度募集を行った所については再度募集は行っておりませんが、何年かたちますとやっぱり忘れると言ったら変ですけれども、再度また募集をかけていることは何回かありますので、その辺はまた募集なり何なりして皆さんにお知らせはしております。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 私のほうからも、住宅の関係につきましては、ご承知のとおりうちの職員住宅もそうですし、教員住宅もそうですし、さまざまな所、まだ手をかければ住めるという所は7、8年前からずっと続けて改修工事をやって大体ひと段落ついたところであります。そういう中で、今回確かに企業のほうから何とかならないかなということで、そんなにそんなにないというのが政策空き家ということで、これ以上かけても無理だという所は入居はストップして、そして新しいものをつくって、将来的には全体数は減らしていく形にしておりますので、全く使えそうもないというような所は、全然手がけていないと。そして、使えそうな所は順次進めていくということで今やっているところでありますけれども、企業のほうにもぜひすべて町が用意をするということは、かつて社宅があったころにはそういう状況にはなかったというふうに思いますけれども、今社宅を持つ所というのは少なくなっておりますので、とはいえ、空き家等々を会社の責任として従業員のための住宅をやっぱり会社自身も回って確保するというようなこともぜひお願いをしたいと。町でできることは、もちろんしっかりさせていただきますということで進めさせていただいています。今回たつ

みの部分については入っていませんでしたので、新年度予算で改修しようかと思っ
ていたところ、やっぱり早くしないとまさか新年度明けてから改修を終えて、それから
入ってくださいということにもなりませんので、今補正をして3月中に入れるような
形にしていこうということで補正をお願いするところでございます。

そして、また共和の部分についても、それから活波の部分についても国のほうの予
算が少し余っているということでしたので、これをうまく利用して今回また内部改修
できる所はさせていただきたいというふうに思っているところです。

いずれにしても、住宅が非常に足りない状態がまだまだ続いています。ですから、
先ほど議論もありましたけれども、西町団地の16戸も国の予算が全部つくのかどうか
はまだわかりませんが、なんとか16戸含めて用意をしなければ、また来年も苦
労するなというような状況になっているということでご理解いただければというふう
に思います。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第26号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号

○議長（鹿中順一君） 日程第 27、議案第 27 号 平成 27 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） ただいま上程となりました議案第 27 号 平成 27 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）につきましてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、歳出では今後の見込みによる保険給付費の減が主なものであり、歳入では保険給付費減額に伴います国庫負担金療養給付費交付金の減額、特別財政調整交付金の追加、連合会支出金の減額を内容とする補正であります。

第 1 条といたしまして歳入歳出予算の総額から、それぞれ 2,826 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 9 億 7,453 万 8,000 円とするものです。

それでは、歳出のほうから主なものについて説明いたしますので 5 ページ、6 ページをお開きください。款 2 保険給付費の目 1 一般被保険者療養給付費は 500 万円の減額です。目 2 退職被保険者等療養給付費につきましても、同じく 2,207 万 4,000 円の減額をいたします。

7 ページ、8 ページをお開きください。款 7 共同事業拠出金は、目 1 高額医療費拠出金 49 万円の減額です。目 3 保険財政共同安定化拠出金 249 万 8,000 円の減額です。

款 8 の保健事業費は 9 ページ、10 ページをお開きください。13 節委託料で 28 万円の追加です。これにつきましては、肺炎球菌ワクチンの費用の追加に係るものでございます。

款 11 諸支出金の償還金 164 万 2,000 円の追加は、平成 26 年度の療養給付費等負担金超過額償還金として追加するものです。

続きまして、歳入をご説明申し上げますので 3 ページ、4 ページをお開きください。款 2 国庫支出金、項 1 国庫負担金につきましては 619 万 3,000 円の減額、款 3 療養給付費交付金、目 1 療養給付費交付金 1,855 万 8,000 円の減額、款 5 道支出金、項 1 道補助金につきましては、目 1 財政調整交付金 1,276 万 1,000 円の追加となります。款 6 連合会支出金、項 1 共同事業交付金、目 2 保険財政安定基盤交付金で 1,689 万 2,000

円の減額となります。

それでは、前の条文に戻っていただきまして第1条第2項におきまして、それぞれの補正額を款項ごとに第1表で整理させていただいたものでございます。

以上、簡単ですが内容の説明を申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第27号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号

○議長（鹿中順一君） 日程第28、議案第28号 平成27年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（小野淳子さん） それでは、ただいま上程となりまし議案第28号 平成27年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

補正の理由といたしましては、歳出では介護給付費の精査により施設サービスの利

用等の伸びが予想より低かったことや、地域支援事業の安心生活サポートセンター運営費を一般会計に予算組み替えをしたこと等によります減額補正と、それに伴う歳入の補正となります。

第1条第1項といたしまして、歳入歳出の予算額からそれぞれ2,448万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億966万5,000円とするものです。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので7ページ、8ページをお開きください。款2保険給付費では、給付費見込みによる精査であります。項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス等給付費では100万円の減額、目2施設介護サービス給付費では1,900万円の減額、目6地域密着型介護サービス給付費では100万円の増額補正となります。項2介護予防サービス等諸費、目1介護サービス給付経費で100万円の減額。9ページ、10ページになります。項4高額介護サービス等諸費、目1高額介護サービス費で50万円の減額、項6特定入所者介護サービス等費、目1特定入所者介護サービス費で50万円の減額となります。

次に、款3地域支援事業では、事業精査によりまして項1介護予防事業費、目1一次予防事業費の一次予防事業経費の報酬で15万1,000円の減額、報償費で講師謝礼で12万円の減額。項2包括的支援任意事業費、目6任意事業費の任意事業費、12ページになりますが委託料で272万6,000円の減額。これは一般会計に予算組み替えしたものによります。負担金補助及交付金の補助金、認知症対応型共同生活施設の家賃等助成事業の補助金につきまして48万7,000円の減額補正となります。

続いて、歳入にお戻りいただきたいと思っております。3ページ、4ページをお開きください。歳入につきましては、歳出で説明いたしました介護給付費地域支援事業の精査による補正であります。款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金では319万3,000円の減額。項2国庫補助金、目1調整交付金では163万8,000円の減額、目2地域支援介護予防事業交付金で6万7,000円の減額補正、目3地域支援包括的支援・任意事業交付金では19万円の減額となります。款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金は588万円の減額、目2地域支援事業交付金では7万7,000円の減額補正となります。款5道支出金、項1道負担金、目1介護給付費負担金で363万2,000円の減額、項2道補助金、目1地域支援介護予防事業交付金

で3万3,000円の減額、目2地域支援包括的支援・任意事業交付金で9万5,000円の減額補正となります。款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金では262万5,000円の減額、目2地域支援介護予防事業繰入金では3万4,000円の減額、目3地域支援包括的支援・任意事業繰入金では282万3,000円の減額補正となります。項2基金繰入金、目1基金繰入金では419万7,000円の減額となります。

それでは、本文に戻っていただきまして、第1条第2項に定める第1表は、それぞれの補正額を款項ごとに整理させていただきましたので、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第28号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号

○議長（鹿中順一君） 日程第29、議案第29号 平成27年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

竹内建設課主幹。

○建設課主幹（竹内秀行君） ただいま上程となりました議案第29号 平成27年度

津別町下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明いたします。

補正の理由としましては、事業完了精査によるものです。

第1条においては、歳入歳出それぞれ4,494万5,000円を減額し、予算総額を5億4,415万1,000円とする補正をお願いするものでございます。

歳出から主なものについて説明いたしますので5ページ、6ページをお開きください。5ページ、款2特環下水道費、項2下水道事業費、目1下水道整備費につきましては、交付金決定額が要望額より大幅に下回ったことにより3,333万1,000円の減額となります。内容につきましては6ページ、管渠等施設整備事業（補助）、経費において7号汚水幹線管渠新設工事が活汲市街から東達美まで約1,800メートルの管渠を布設し1,556万6,000円の減額となります。マンホールポンプ所改築更新工事につきましては、二カ所予定のところ一カ所の実施で1,204万1,000円の減額となります。電気計装設備更新工事につきましては、精査により572万4,000円の減額となります。

7ページの款3個別排水費につきましては、項2個別排水整備費、目1個別排水整備費において935万1,000円の減額となります。減額理由につきましては、予定箇所5カ所から実施1カ所になったことによるものです。

3ページの歳入にお戻り願います。款1分担金及負担金は、目2個別排水受益者分担金について、設置個所数減により40万円の減額。款2使用料及手数料は、調定見込額の精査で19万3,000円の増額、款3国庫支出金は、社会資本整備総合交付金事業の完了に伴う交付金の精査でございまして、2,070万円の減額。款4繰入金は493万8,000円の減額。款7町債は1,910万円の減額をお願いするものです。

最初の条文に戻っていただき、第1条第2項の第1表につきましては、補正内容を款項区分に整理したものでございます。

第2条につきましては、第2表のとおり地方債の限度額を変更するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたのでご承認くださるようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第29号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号

○議長(鹿中順一君) 日程第30、議案第30号 平成27年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

竹内建設課主幹。

○建設課主幹(竹内秀行君) ただいま上程となりました議案第30号 平成27年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

補正の理由としましては、事業完了に伴う精査でございます。

第1条につきましては、歳入歳出それぞれ12万4,000円を減額し、予算の総額を4,253万6,000円とする補正をお願いするものです。

歳出からご説明いたします。5ページ、6ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、給水施設管理経費において役務費、委託料、公課費が事業精査により合わせて12万4,000円の減額となります。

3ページの歳入について説明します。款2使用料及手数料は、調定見込み額の精査により12万4,000円の増額となります。款3繰入金は、歳出歳入の精査により24万8,000円の減額となります。

最初の条文に戻っていただき、第1条第2項の第1表につきましては、補正内容を

款項区分に整理したものでございます。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認くださるようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 30 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 31 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 31、議案第 31 号 平成 27 年度津別町上水道事業会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

竹内建設課主幹。

○建設課主幹（竹内秀行君） ただいま上程となりました議案第 31 号 平成 27 年度津別町上水道事業会計補正予算（第 4 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由としましては事業完了精査が主なものでございます。

第 1 条は補正予算の総則です。第 2 条以下について規定したものです。第 2 条については、収益的収入及び支出の予定額を補正するものです。2 ページをお開き願います。収入の部、款 1 水道事業収益、項 2 営業外収益、目 2 雑収益は、水道管理車両の修繕に伴う共済金で 5 万 6,000 円増額となります。支出の部について主なものを説明

いたします。款1水道事業費用、項1営業費用、目4減価償却費で537万9,000円の減額となります。新企業会計移行に伴う調整分で現金支出は伴いませんので、現金預金の動きはありません。ほかの費目については事業精査に伴う精査でございます。

3ページ、資本的収入及び支出の支出の部については、款1資本的支出、項1建設改良費、目1配水施設設置費について事業完了精査により137万8,000円の減額をするものです。

最初の条文にお戻りいただき、第2条の収入の予定額は、第1款水道事業収益で5万6,000円の増額、支出は第1款水道事業費用において482万9,000円を減額する補正をお願いするものです。

第3条は、予算第4条に定めた本文をそれぞれ改め、第1款資本的支出の予定額を137万8,000円減額する補正をお願いするものです。

1ページは、予算補正実施計画で補正内容を款項目区分に整理したものでございます。4ページは、キャッシュ・フロー計算書です。今回の補正により2行目、当年度純利益は2,627万2,000円となり、一番下、資金期末残高は2億5,911万8,000円となります。5ページから7ページにつきましては予定貸借対照表です。5ページの下から6行目、現金預金につきましては2億5,911万8,000円となります。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第31号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

○議長（鹿中順一君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

◎延会の宣告

○議長（鹿中順一君） したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

明日は、午前 10 時から再開します。

ご苦労さまでした。

（午後 3 時 58 分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員